

# 第54回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

平成25年3月14日(木曜日)

出席議員  (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	尾 崎 基 彦
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	和 田 進	天文台公園参事	安 本 泰 二
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	前 澤 敏 美
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第1．一般質問

---

午前10時00分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き、早朝よりお揃いで出席を賜り、誠にご苦勞様でございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。それでは、直ちに日程に入ります。

---

### 日程第1．一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず、11番、大下吉三郎君の発言を許可いたします。

〔11番 大下吉三郎君 登壇〕

11番（大下吉三郎君） おはようございます。2日目の一般質問に入っていきたいと思っております。

私、11番議席の大下吉三郎でございます。

私は、美しい水と緑の環境を守り育てるまちづくりについてを、町長に伺っていきたいなど、このように思っております。

まず、佐用町総合計画、後期基本計画、平成24年から28年度の中で、伺っていきたいなど、このように思っております。

一つは、自然と共生する環境づくり。

二つ目、環境型社会の構築。

三つ目、歴史環境の保全と美しい景観づくりと、この3点について伺っていきたいなど、このように思っておりますが、それぞれの取り組みがなされているところでありますけれども、基本計画における施策の方向等の中で、特に、第4節の取り組み状況について、町長に伺っていきたいと、このように思っております。

まず、佐用町後期基本計画、第4節の資料添付しておりますチェック印について、そのほかを伺っていきたいと、このように思っております。

それと、佐用郡の埋蔵文化財についての一般質問、以前、平成19年の6月の13日に質問いたしました件について、その後の取り組み状況等について伺っていきたいなど、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

一応、この場での質問は、終わりたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日も、5名の皆さんからの質問をお受けすることになっております。どうぞ、よろし

くお願いいたします。

それでは、最初の大下議員からのご質問のお答えをさせていただきたいと思います。

佐用町のまちづくりの後期基本計画、その中での第4節でうたっております主要政策の概要についてということでのご質問でありますので、それぞれご指摘の項目一つ一つについて、現在の取り組み状況について、ご説明をさせていただきます。

まず、名水百選千種川・水辺環境整備事業についてでございますが、現在、兵庫県にて事業を行っていただいております河川改修工事につきましては、景観や環境に配慮した改修工事が順次行われております。概要は、主として、コンクリート護岸の擬石化や緑化、また、魚巢ブロックの設置のほか、親水空間を創出するための階段護岸を設置するなど、私たちの暮らしに溶け込み、また、癒しの場を創出する空間づくりにも配慮をさせていただいて、工事を進めていただいているところでございます。

また、大垣内地区の幕山川では、ホテルをはじめとする自然環境、地域環境と調和した幕山川の整備を図るため、ホテル水路整備や、川の水を滞留させて水生生物を生息させることができるワンドの整備のほか、駐車場や歩道整備などが行われる予定でございます。

また、平福地区の佐用川では、歴史的景観に配慮した護岸の整備や、管理用通路を土色のアスファルトで舗装するほか、案内版やベンチの設置などが検討をされ、今、実施に向けて協議が行われております。

佐用地区の佐用川では、市街地の景観に配慮した親水護岸の整備のほか、地域住民の健康増進や交流の場として利用できるリバーウォーキングコースが整備される予定でございます。

さらに、久崎地区の千種川・佐用川では、護岸沿いに桜の植栽や遊歩道が整備される方向で検討が行われております。

これらの事業は、河川改修事業に伴い、県と町、また、地域との協議の中で事業推進を図っているところでございます。今後も事業が円滑に進めることができますよう、県と地域との連携を深め、努力してまいりたいというふうに考えております。

次に、里山環境の整備についてでございますが、町内の既存施設では、三方里山の里山管理を行っており、自然に親しめる環境教育・レクリエーションの場として広く開放をいたしております。そのほか、県民緑税を活用した里山防災林整備事業を、江川淀地区をはじめ、豊福地区、金子地区で実施をし、集落裏山の危険箇所を森林整備や簡易防災施設を整備するほか、遊歩道などの設置を行っており、中には地元住民のみならず、地域主体の都市交流事業などにも活用をされております。今後も町だけでなく、国や兵庫県の協力をいただきながら、森林や動植物に親しめる環境整備や、人と自然が共生できる森づくりを推進してまいりたいと思います。

次に、森の学校、川の学校事業の推進についてでございますが、これにつきましては、様々な団体の主体的な取り組みによって、いろいろな形態で実践をされております。

まず、森の学校の例といたしましては、佐用町内の小学生で構成する緑の少年団において、例年、兵庫県内で実施されるイベントに参加しております。そこで行われる様々な体験を通じ、参加した子どもたちは、健全な森の重要性等を学んでおります。そのほか、笹ヶ丘公園内にある炭焼き施設では、災害以降、NPO 法人日本災害救援ボランティアネットワークや、佐用町学生支援ネットワークグループの皆さんが、地元の皆さんと連携を図りながら、現在も竹炭づくりを行われているほか、町内外のイベントで、竹炭入りの石けんづくり教室を開催するなど、地域の活性化に向けた取り組みも続けていただいております。

また、川の学校の例といたしましては、佐用町内の子ども達や、その活動を支援するサポーター等で組織される、さようこどもアートスクールが、千種川の“いま”を体験と題した川に関する講座を実施するほか、石井地区では、キャンプを通じた自然体験プログラ

ムを実施しております。さらには、毎年、佐用町青少年を育てる会主催のサバイバルキャンプが開催をされておりました、本年度は、おねみ滝谷キャンプ場で実施されております。そのほか、久崎地域づくり協議会や、地元ボランティアグループ千種川ネットワークの共同の活動では、ちちこ釣り大会のほか、再現された高瀬船の体験乗船などが行われ、地域の自然環境だけではなく、川を通じて地域の歴史についても学習する活動が展開をされております。

町で実施する施策以外に、地域や団体の貴重な活動から、多くの子どもたちが地域の自然を理解し、学習できる事業展開できているのではないかと考えております。

次に、環境対策・美化事業の推進でございますが、各集落や地域づくり協議会等におきましては、河川等の地域美化活動が展開されております。また、佐用町環境衛生推進協議会の主体的な取り組みで、環境パトロールの実施や不法投棄防止看板の設置等が行われるほか、シルバー人材センターによる巡回のパトロールも実施しており、町民参画の中で、美化事業、不法投棄の防止、環境の保全活動が実践をされております。

次に、循環型社会施設の整備と佐用クリーンセンター跡地の利活用についてでございますが、ご承知のとおり、佐用町をはじめ、たつの市、宍粟市、姫路市、上郡町の3市2町で建設をいたしましたごみ処理施設、にしまりまクリーンセンターが、4月1日から本格稼働をいたします。それに先立ち、佐用町では町民の皆様のご協力のもと、昨年7月からごみの17分別の収集に取り組んでおります。わずかな期間の間に、他市町に劣らない分別収集が実践できているというふうに感じております。

また、より効率的な収集運搬業務のため、3トンのパッカー車及びプレス式パッカー車を導入し、ごみ及び資源回収の推進を図るとともに、この拠点施設によって、発生する熱の利用として発電を行い、また、資源ごみのリサイクルを推進し、ごみの減量化と自然循環型社会を推進してまいりたいと思っております。

佐用クリーンセンター跡地の活用につきましては、最終処分場の継続使用やごみ収集車の車両基地としての利用のほか、焼却施設撤去後の建物の利用など、効果的な利用について、今、検討を進めたいと考えております。

次に、地域新エネルギービジョンの策定でございますが、再生可能エネルギーの普及についての、今、施策を展開いたしております。本年4月から、佐用町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金の交付事業によって、住民の環境意識の啓発と環境にやさしいまちづくりに努めているほか、民間企業との事業組合によるメガソーラー事業への取り組み、さらに新年度には、町直営で太陽光発電施設の整備など、再生可能エネルギーの普及・推進に努めております。

さらに、太陽光に限らず、将来的な再生可能エネルギーを推進するためには、行政のみならず町民、事業者など、全ての主体が連携・協働して取り組む必要がありますので、今後、国・県の政策動向を踏まえ、必要に応じ、計画策定を検討していきたいと考えております。

環境ボランティアの育成についてでございますが、これまで同様、資源ごみ集団回収運動奨励金制度によって、地域ぐるみの町民主体による環境ボランティア活動の普及と推進を図っております。2月末現在で、資源ごみの回収された団体は24団体でありまして、これまで36回の回収活動に対し、約217万円の奨励金を交付いたしております。

次に、文化財の保護と保全についての状況でございますが、文化財の指定化につきましては、佐用町歴史的環境保存条例で規定をする平福地区が、平成23年に兵庫県の景観形成地区に指定されたことを受け、兵庫県教育委員会は、同地区、この町屋周辺ゾーン、また、町屋景観形成ゾーンを、平成24年1月に重点文化財活用地区に決定をしております。

また、国では、文化財の指定制度とは別に、登録制度を平成12年からスタートしてお

り、兵庫県でも平成 18 年に建造物を対象とした登録制度を設けております。佐用町では、平成 24 年 2 月 23 日付けで、石堂家住宅 9 棟が初めて国登録文化財に登録された状況でございます。

町指定については、新たに指定されたものはありませんが、平成 24 年度は、指定物件の説明看板の修正、新設も行って保護啓発に努めているところでございます。

最後に、歴史環境の保全活用についてであります。保存・活用を図るための施設整備に関しましては、先にも述べましたように、文化財の常設展示施設等について新たな方向性が定まっていない状況ではございますが、町施設の有効利用を視野に入れて安全に保管、活用のできる施設を検討してまいりたいと考えております。

また、文化財の啓発活動や情報発信については、平成 22 年度から文化庁の文化遺産を活かした地域活性化・観光振興事業の補助を受け、佐用郡地域史研究会と教育委員会が佐用町文化遺産再発見活性化事業に取り組んでいただいております。地域の歴史的資料である古文書等、いわゆる地域資料の保全を軸にして、啓発、育成、学習、調査等の活動を展開していただいております。町広報においても、定期的に文化財の紹介をして住民の方に知っていただく取り組みも行なっていただいております。

そのほか、町内にある歴史や文化の価値を明らかにする取り組みの一環として、専門家や町内外の皆さんと一緒に、JR 姫新線や智頭急行智頭線の各駅から、歴史資源等をめぐるハイキングコースを策定し、それらを取りまとめたガイドブックを発行するよう、新年度予算に計上いたしております。この一連の作業が、新たな町の魅力の再発見や、魅力ある歴史資源の情報発信につながるものと考えております。

続いて、第 2 項目の、平成 19 年 6 月の議会以降の佐用郡の埋蔵文化財に関する取り組み状況についてということでご質問であります。これは、教育委員会のほうで取り組んでおりますが、私のほうから答弁をさせていただきます。

埋蔵文化財につきましては、文化財保護法に基づき、年間 150 件から 190 件の埋蔵文化財の包蔵地の有無についての照会を受け、開発事業に応じて、確認調査等を行っております。出土品につきましては、年度計画をもって整理を行っており、埋蔵文化財調査年報を刊行いたしております。これは概報ではあります。調査の記録と出土品の資料化により、地域の歴史、文化を教育等に利用できる基礎資料となっております。

平成 19 年のご質問以後も、出土品の整理につきましては、文化財調査室において継続的に行っており、あわせて歴史資料等の整理、台帳化も行っております。これには合併後、未整理状態のまま移管された旧町所蔵資料の整理や寄贈を受けた資料等の整理がございませぬ。今年度は、平福郷土館収蔵品の台帳化や、瓜生原家資料の台帳化などの作業を行っております。

次に、文化財の常設展示施設につきましては、先ほども申しましたように、新たな方向性が決まった訳ではございませんが、町施設の有効利用を視野に入れて、施設を検討していく必要があるというふうと考えております。

また、生涯学習との連携につきましては、前回、お答えをいたしました。町内の小中学校や高年大学等で教育委員会の職員が紹介・説明の機会を設けているところでございます。教育委員会といたしましては、基礎となる文化財の調査や保存に努め、情報や資料提供を行うことで活用につながるものと考えております。

次に、文化財保護全般につきましては、佐用町文化財保護審議委員会の答申・建議等により保護を図っているところであります。特に平成 19 年度には、これからの佐用町の文化財保護のために、合併後の佐用町の文化財行政と文化財の活用についてという建議が提出され、合併後の文化財保護についての基本的指針となるご意見をいただいております。それを基に、今後も、さらに協議検討を重ねてまいりたいというふうに

考えておりますので、ご理解賜りますように、お願いを申し上げます。

以上、大下議員のご質問に対しましてのこの場での答弁とさせていただきます。

[大下君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

11 番（大下吉三郎君） どうもありがとうございました。

それでは、各項目を追って、順次、再質問をしていきたいなど、このように思っております。

全般を通じまして、先ほど、町長のほうから、いろいろと調査過程、それぞれのものをお聞きいたしました。

その中で、まず1点目の名水百選千種川の関係について、細かく、町長のほうも、今、回答していただきましたけれども、もう少しですね、町内の、本当に千種川名水百選という格好でうたわれた、この千種川がですね、この度の水害によって、相当荒廃し、荒れてしまったと。今は、復旧、復興に向けて素晴らしい河川ができつつあります。これが、落ち着くのは、まだ、数年後になるのではないかなと。そうすると、本当の自然の千種川というものが出来上がってくるかなと、このように、私は、今、思っております。

私も、千種川本流のすぐ側に位置しております、いつも川と遊んでおるわけですが、この辺りについて、当初はですね、昭和30年代においては、郡の教育委員会の河川プールが久崎地域もあり、勝山教育長も、その当時以降、携わっていたということも知っておりますけれども、これらが、今回の、そういった復興、復旧の中で、なくなっていく、と同時に、本当にこれから、もっともっと町民が親しめる河川に、そういった水辺開発というものが、もっと数カ所できてこないのかなと。

今、大型としてあるのは、三河にあります、そういったキャンプ施設、そのあたりが、川と触れ合える、一番の場所であると。このように思っておりますけれども、非常にこの、子ども達が、また、一般大人達が、また、都会の方々が、そういった水辺で戯れるというような、本当の施設というものが、もっとできないものかなと、このように、私は、思っております。

本当に水辺開発環境と言いましても、これが、正しいものだ。こうすれば、一番ベターなものだということには、なかなか、自然を相手のことでございましてできないということもあります。

しかしながら、せっかくの、こういった大自然を、われわれ佐用町として活用していくということが望ましいのではないかなと、このように思っておりますが、いろいろと各グループの方たちが、そういったキャンプとか、いろいろな催しを、それぞれの場所によってされておりますけれども、もっとこれ、笹ヶ丘のようにですね、何か公園化するというようなことは、町長、ほかに考えておりませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 今回の災害に伴う、あと河川の治水、防災工事、これによって、これまで、部分的にはずっと、人工護岸というものが整備されてきたんですけれども、一気にですね、このほとんどが人工護岸にしなければ、なかなかこの、防災、治水の面でね、十分ではないということで、そういう計画の基に工事をされております。

それによって、どうしてもやっぱり人工的な川にならざるを得ない。そして、川幅もで

すね、非常に大量の雨量に対応するためということで、これまでの川幅からです、非常に、断面積で1.5倍、多い所では、倍ぐらいの川幅になる。ということは、雨のない時、渇水期なんかであるとすね、どうしても水の流れる場所というのがすね、非常に限られて少ないというようなね、そういう川にならざるを得ない所があります。

そういう中ですね、川に下りるのもすね、なかなか、護岸が高いので、川にも直接触れるということも、非常に難しい所もかなりあります。

できるだけ、今回の計画の中ですね、そういう所を、カバーして、所々に、当然、川に下りる所も作っていただき、それから、親水です、川に親しめるような場所も作ってほしい。

それから、川の、この環境も、何とか、守っていくためにすね、県のほうとしても、かなり、いろいろと工夫をしていただいております。だから、護岸の中に、途中、途中にすね、魚が住むようなポケットを作って、そこに自然の石を積んですね、いわゆる魚が、そこに住めるような所、それから、笹ヶ丘、今、お話の笹ヶ丘のほうについても、前の久崎中学校の時の運動場だった所、そこも全部、川、河川敷としてすね、なだらかな護岸にして、水が溜まれば、そこに水生生物なんか住めるような所、そういう所も作っていただいておりますし、また、この佐用川でも階段式です、護岸を作ってすね、川、水に親しめるような場所を作ってください。

それから、場所によっては、護岸の石、ブロックにすね、いろいろ植栽ができるようなブロックを採用していただき、そういう景観を、また、新たな、緑景観をすね、作っていくような、そういう工夫もしていただいております。

そういう中で、先ほどの質問の笹ヶ丘、あそこは、いろいろな公園としての整備も、今まで、順次、行ってきておりますのでね、一番、あそこに、中心に広い親水公園的な形の整備を行っていただいておりますので、それを、どういうふうに活用して使っていくかというのは、これからの課題なんですけれども、水の量がすね、どうしても、渇水期と水が出た時との差が大きいので、なかなか、安定した、そういう川の環境というのをね、作りにくいという、こういう面がありますので、どこまで、そういうものが、今後、そこに水生生物なり、魚なり、いろんなものが住むような空間が、新しく自然としてね、定着していくかどうかというのは、実際、難しい、できまないと分からないという部分もありますけれども、そういう工夫をしながら、この現在の工事を進めていただいておりますのでね、さらに、それを管理をしていったり、整備していくのには、地域の皆さんにも、いろいろと、これから、親しんでいただきながら、整備なり管理に努めていただく、協力をいただきたいなというふうに思っております。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

11 番（大下吉三郎君） 確かに、今、笹ヶ丘公園については、町長言われたように、いい河川敷ができておると、このように、私も、常に毎日見ておるわけですが、それは、それとして、当然、ああいった公園ですから、子ども達が、また、一般の方が、本当に、あそこで、まだまだ、キャンプでも、テントでも張れるというものができればいいんですけども、それは、それなりに、ログハウス等がございまして、それを活用していただいて、水辺で遊んでいただくということについては、今のところ、あれでいいんじゃないかなと、私は、思っております。

それと、できれば、千種川本流のすね、久崎、家内地域にありました、今度、エムシ



一・ファースティコムを町のほうに、今度、いただくということですから、あの辺りも、次、計画ができるまでにね、そういった河川公園というようなものも、若干、作っていただいて、広場がありますので、そこで、キャンプもできる。それから、水辺については、佐用川と本流との合流地点でありますし、水も豊富であります。いろいろな河川に下りる所も、なだらかになってくるわけですから、あの辺りにも、一つ、そういった公園を設置してはどうかと、私は、このように思っております。

そういった広場を活用しての、そういった自然にふれあうという地域を、あちこちに作るというのが、いいのではないかなと。私は、このように思っておるわけなので、極力、そういった遊休地にするようにですね、一つ、今後、計画をしてもらえたら、いいのではないかと、このように私は、思っております。

次に、里山の環境整備ですけれども、これも非常に、難しい面があるのかなと。町長も、先ほど、いろいろなことを言われておりますけれども、本当の里山づくりというのは、どういふことをすればいいのかなと。本当にこう、環境ということについては、非常に難しい面が、それぞれ、われわれが日常生活していく上において、その環境という言葉がですね、どのように理解され、どこまで整理をすれば、生活とにじんて、交わっていくのかなと、いうことを思っておるわけです。

私達の、旧上月町ではですね、もう8集落がなくなっております。その家のあった所は、全て、山になってしまって、大きな雑木が生え茂っておる。そういう状況が、8集落ございます。

まだまだ、これから、10年、15年という経過の中では、まだ、2集落ぐらいは、なくなっていくのではないかなと、このように思っております。

本当に、寂しい限りですけれども、じゃあ、それを再生する、また、シシとか、シカとか、今、昨今出て来ておる、そこに対して、ネットを張り巡らし、電柵をし、そういった不自然な形がですね、今、どこへ行っても、郡内至る所に、何億という金を投じながらも、いっこうに、そういったシカとかシシの被害が治まらなと、常に被害が大きく出ておると。私は、そのような里山を、どういう格好でしていくのかというのが、私の、この里山の概念であります。

町長言われたような、小さな、ごそごそそとしていくようなことではなくして、もっと、大々的に、本当にふるさとの山、佐用郡の山、この雑木を、どのように利用してやっていき、また、そういった、ふるさとに帰り、里山を目指していくのかということについて、非常に難しい面があるのではないかなと、私は、このように思っておるんですが、再度、そのあたりについて、町長に伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、ご紹介しましたようなですね、一つの事業として取り組んでいる里山林整備、本当にこれは、わずかな地域を限定した所での事業です。

それとともに、この事業が、日常の、その地域に住まわれている方と、どのように密接な関係、生活の場として、それが使われているかどうかという、どうしても、当然、疑問はあります。ということは、生活が、そういうふうな、今、世の中がね、生活になっていないということ。山との関わりで、昔は、生活をしてました。焚物を取ってきててもですね、いわゆる燃料ですね、これも山に行って取ってきて、また、山に行って、その、いろいろなキノコを採ってきたり、タケノコ掘ってきたりですね、食べ物も、そういう所からも得てきたという、そういうその昔の生活の中で、人が住んでいて、その周辺、生活の場としての山というのが里山だというように思うんですね。

だから、生活そのものが、何でも、お店に行って、物を買ってきて、なかなか山に行く機会もない。行く必要もないという中でね、里山をどうするのか。里山と言うよりか、その人が住んでいるぐるりの山、特にね。その奥は、もっともっと、行く機会もないという。

で、生活の環境として、家の近くまで、木が生え込んできて、そこに、シカやイノシシや、そういう野生動物もドンドンと、集落の中に入り込んできたと。それで、生活が非常にね、逆に、大変いろいろと被害が出て、そこを遮断するために、区切るために、どうしても防護柵と言われるようなね、今、ネットを張らざるを得ないという中、そうすると、ネットを張ってしまうと、余計に、その中に入らない、山に入らないから、山に生え込んできてですね、それこそ、木が、大きくなって、集落、山あいの集落、元々、なかなか日陰になったり、狭い所が、余計狭くなってしまおうという所が、今、大変なんですね。

それに対して、何とか、環境整備、里山を利用するということは、なかなか難しい中でね、環境整備だけでもということで、今、集落周辺の、そういう生え込んだ、雑木やたこらや、そういう物をきれいにして、しようということで、今、特に事業としてやっていただいてるのは、東徳久集落において、集落周辺の、ずっと木をですね、きれいに整備して、山を、地域を明るく、非常にあかるくなりました。あの事業によってですね。

ただ、これもですね、県の、こういう補助をいただいたりして、その事業を進めていただいていますけれども、地域の方々が主体になってですね、取り組んでいただかないとできないということで、そのことを、作業をする方、地域の方々が、もう、高齢化によってできない所のほうが、多くなってきてしまっています。

そういう中で、少しでもね、そういう事業を、何か、その事業として行っていくためにはですね、そういう伐採した物を利用することができればいいわけです。そこに、昨日の、いろいろとご質問にもありました、改めて、このエネルギーとしてですね、燃料としても使えるんじゃないかと、それが一つの事業化できればね、そういう所も、一番近い所で、運搬も近いし、近くですから効率は良いわけですから、そういう所の木が利用できればですね、利用することによって、里山を管理して行く、地区の山を管理して行くということが、一番良いわけで、それしかないわけなんですね。実際、長く続けていこうとすればですね。

そういうことが、目指せるかどうか、これからの、社会状況にもあり、いろいろな国の政策、町としての政策、そういうものを、そういう管理ができ、また、持続して事業ができるようなものをね、考えていくという段階ですね。これから、どうなっていくかというのは、そういうものへの今後にかかわってくるというふうな感じをいたしております。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

11 番（大下吉三郎君） 確かに、この問題について、いろいろな、今さっきも言いましたように、県民緑税とか、都市の交流事業とか、森林の整備とか、いろいろ、その中に網羅されているものが多々あると思うんですけども、先ほど言いましたように、東徳久、私も現地見ております。それも、私の連れが行って、山切ったりして、よく手伝いもして、よく知っているんですけども、本当に、地域、そういった、昔で言う、田畑の小畝という所ですね、そういった物が、20 メーターなら、20 メーターずっと借り上げていくと。そうすれば、本当にこう、その町が、集落が生き返ったように、確かに見えます。

そういったことも一つの里山整備かなということも思ったりするわけですけども、い

かんせん、そこに生活ができない状況が、現在、多く郡内にはあるということでもあります。これらについて、今後、どのようにしていくか。もっともっと、研究していかねばならないのかなど。そのためには、里山民家がなくなってくると、雑木が生い茂ってきたと。昨日も、二人の方から、そういう森林整備についてありましたけれども、ご最みな話です。

ただしながら、じゃあ、そういった雑木等が、これから本当に、私も椎茸の原木を、2回ほど山へ入って切ったりして、今年も、よく知っているわけですがけれども、本当に、木が大きくなりすぎて、芽が出ないんですよ。出ても、木に巻き込んでいかないと。育たないという状況があります。

それらについても、本当に材木の、これからの利用ということも、この後のほうの項目でも出てくるわけですがけれども、そういった雑木林の利用、町長も言われておりますように、また、ここにも書いておりますように、いろんなボランティアによって、そういった炭焼きをすとか、竹林を、そういった、大阪大学の生徒ですかね、笹ヶ丘のほうでも、竹炭焼いたり、私も竹炭も焼いたこともありますし、炭焼きもしたことがあります。1メートルほどの小さな窯を作ってですね、高校時分に、炭を焼きました。炭を焼くんについては、3日かかります。最低がね。そういった蒸し焼きの中で、炭を作っていくということでもあります。

いろいろなやり方があるわけなので、これから、本当にふるさとの山、そういった荒廃した土地を生かしていくと。そういう一つの再生を、今後、よりもっともっと考えていくべきかなど。

ただ、交流事業とか、そういったボランティアに入って、ごそごそやってもらうということではなくして、基本的に、やっぱり根本的から、そういった対策を練る必要があろうかなど、私は、このように思っております。

以上で、次に移っていきたいと思うんですが、森の学校等についても、今、先ほど来、話しておりますように、非常に難しい面があります。先ほど、言いましたように、そういった雑木林なり、それから成木、また、植林の山、スギ、ヒノキ、これらも、どのようにしていくのか。これから、よりいろいろな検討を迫られているのではないかなど。そのためには、本当に、個人的な山の折衝、交渉をする中で、昨日も話してございましたように、利活用を図っていく。そのためには、チップにしたり、成木を製材したりというような格好で、本当に金になるものであればいいんですけども、今の段階では、非常に難しい面があります。

これらについても、より森林組合等の協議の中で、これからやっていただきたいなど、このように、私は、思っております。

それから、次にいきますが、ほか、いろんな循環型社会、クリーンセンター等につきましてもですね、今年度、4月1日から、新しい、そういった工場で、焼却場でもってされるということでもありますし、これからを、私は期待し、望んでおります。

そういった中で、佐用のクリーンセンターの跡地の利用関係も、今、町長言われましたけれども、そういった作業車の駐車場にすとか、いろんなこと言われておりますけれども、もっと、それ以上ですね、ここにも書いておりますように、クリーンセンターの跡地の利用については、本当に、いろんなチップ工場とか、佐用郡の、今、一番問題抱えておる、そういう雑木、成木の、そういった利用について、そういった工場が来ないのかなということもありますし、また、下水からの汚泥物等の処理についても、もう佐用郡としても考えていかねばならない状況があります。このようなことも含めて、再度、この利活用についてはですね、十分、検討していただきたいなど、このように思いますが、町長、いかがでしょう。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 長年かかりましてですね、このごみの処理の広域化という事業が、ようやく4月1日から本格稼働すると。そのことによりまして、現在の佐用クリーンセンターの焼却等の部分については、これで、なくなるわけです。

ただ、建物なり施設、それは、当然、残っておりまして、それを、これをどう処理していくか。建物も、平成7年に完成した建物でありまして、当然、まだまだ、十分、まだ、新しいと言いますか、使えます。

ただ、クリーンセンターとして造っているものですから、簡単に何でも応用できるというものでもない。限られたものです。それを何か、うまく工夫をしてですね、利用できるのかということで、今、いろいろと知恵を絞っております。

その施設も、限定されておまして、そんなに多きなものでもないんですね。そうかと言って、小さな小屋でもない。その規模、今のまま、うまく使えれば、一番効率がいいし、経費もかからなくて済むんですけども、なかなか、そうは簡単にはいきません。

それと、収集車、これパッカー車ですね、その基地も要りますし、収集すれば、そこですね、職員も当然、待機したり、事務的な作業も要ります。

それから、不燃物の処理場というのは、当面、現在の投棄場で受け入れてですね、そこを管理していくということがあります。

あの施設をですね、全部撤去しようとする、やはり、簡単に壊すというわけにはいきませんので、安全に、きちっと処理するということになる、これ、いくらぐらいかかるかというのはね、なかなか、まだ、難しい。実際に、きちっとした設計をしたり、また、見積もりを取っているわけじゃないんですけども、数億かかるんじゃないかというふうに思っております。

ですから、当面は、今、完全に、処理としては、焼却した施設は、きれいに、現在のごみというものを、全部搬出して、中をきれいに、焼却炉等は封鎖をして、その状態で管理をするという形に、今のところは考えております。

こういう撤去する事業にですね、国なり県からの補助金というようなものがいただけるのであれば、そのいただける間にですね、きちっと財源的な措置ができるんだとしたらするんですけども、これは、町の単独でやっていかなきゃいけないというような、基本的には、そういうことがありますのでね、それであれば、あの施設を、建物だけでもね、利用できればというふうには考えております。

その中の一つとしてね、先ほど、ちょっと大下議員からも発言のありました、そういう下水道汚泥なんかの処理も、コンポストにしていくというようなことも、一つの案だと思っておりますし、それから、大きなピットがありますのでね、そういう所を使って、その木材、雑木のチップ場を造るとかですね、また、道路等の除草ですね、草刈をした草、こういうのもですね、今、産業廃棄物として、相当な経費を掛けて処理をしております。こういうのを堆肥化できるような物ができないかとかですね、これは、その施設で、そういう有機肥料とか、堆肥というものだけを作るんじゃないかってね、それに関連した農業をどうしていくか。そこに、どういうふうに生かしていけるかということの一体的な計画の中で考えないと、その施設だけでは、運営は、とてもできないと思います。

だから、後は、その佐用町内での規模の問題と、次の、そういう農業に、また、有効利用がしていけるか。そういう事業が一体的にできるか。こういうことを含めてやっていかなきゃいけないので、考えなきゃいけないので、直ぐに結論の出ることではないんですけども、そういう方向で、今後、できるだけ早く検討をしていきたいというふうに思っております。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

11 番（大下吉三郎君） 本当に、跡地の利用等については、非常に難しいかなと思ったりするんですけども、せっかくの、そういった土地が空いてきますのでね、極力、利活用ができるものはする。また、新しい物に取り替えるものは、取り替えるというような格好の中で、これから、あそこの土地を有効に利用できるような検討を、我々含めて持ってもらいたい。私も考えていきたいなど、このように思っております。

それから、最後になりますけれども、文化財の関係につきまして、若干ちょっと、町長と教育長とも話していきたいなど、このように思うわけですけれども、平成 19 年の時の一般質問の中で、この文化財等についての、その常設展示場、それから、昔の郡役所の建物の、今、保存しておる物のいかし方、これらについて、町長は、庁舎建設段階で、一度検討していきたいということも、言われております。そのあたりについて、今回の庁舎建設についての中には、入っていないかなということもあり、まだまだ、これから検討余地があるのかなということもあり、本当に、郡役所としての、そういった保存というものも、やっぱり文化財としてのものに置き換えて設置していくのかと。このようなことも、いろいろと模索しております。

それと、そういった今まである、いろんな何千体というですね、佐用町で掘り起こしたものは、まだまだ、大撫山に、トレーラーの中に眠っておると。私は、強く、そのあたりについて、強く教育長にもただしたことがあるんですけども、なかなか、そういった常設展示場というものについては、非常に難しいようです。

ようですと言うよりも、取り組んできたのか、きていないのか。考えたのか、考えていないのかということ、結論としては、言わざるを得ないんですけども、今後ですね、やっぱり、そういった、いろんな形での文化財なり、そういう物が、非常に佐用郡には多ございます。このあたりについて、本当に、これからも、今後、今までの物も、今後、どうしていくのかということ、再度ですね、町長、伺っていききたいと思います。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 最初に、ご質問のありました、旧の郡役所の建物、これは解体して、一応、保管しておりますけれども、これを復元するというのは、なかなか大変な工事になります。古い建物で木造で、再現してくということになれば、かなりの部分をですね、新たに、造り直していかなきゃいけないだろうというふうに思っております。

それは、必要であれば、そういうものはね、有効利用できると、利用して行って、また、町の施設として、今後、復元していくということが、このへんは、結論を、今ね、出すことではないかなと。なかなか、できないというふうに思いますけども。

ただ、いろいろと埋蔵文化財の発掘も、長年、ずっといろんな事業と一体的にですね、進められてきて、確かに、たくさんのお宝があります。ただ、私は、これは、いろいろと価値観なり、見方によって違うと思うんですけども、町内で出ている、出土した物の中でね、いわゆる全国的に注目をあびる、また、歴史資料としても貴重と言われるような、そういう展示をした場合ね、一つの目玉になるような物というのは、なかなか、佐用町内からは出土してないという点はあると思います。

ただ、たくさんのお宝、私は、文化財と同時に、これは歴史的な資料だと思うんですけ

ども、資料を基にですね、学習をしていく、町の、この地域の過去、歴史から学んでいくという、歴史を学ぶというね、そういうところの部分としては、活用していかなくやいけないだろうと思います。

そういう中で、今回、この庁舎のほうの整備も、当然ね、最低限行っていきますけれども、もう既に、いろいろな施設というものが、今まで整備されたものが残っているわけですね。例えば、上月の今の支所、役場。三日月の支所。そういう場所も、スペースもですね、建物としても、しっかりとしていますし、スペースもあります。そういう施設のですね、今後、活用を、どう有効に使っていくかと、利用していくかということ、これも、一つの活用の方法の一つではないかなというふうに思っておりますので、当然、今回の、この庁舎の整備というのは、一体的な、この町が持っている公共施設の活用も含めた検討というのが、当然、必要でありますのでね、そういう中で、教育委員会とも、協議をしていきたいというふうに考えております。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、後、3分ですので、その点、お含みの上、お願いします。

11 番（大下吉三郎君） 町内にはですね、本当に、いろいろな古い物が出てきたりしております。

今、江川のほうでも、一応、有名になりました、安倍道満とか、そういったものですね、

〔「安倍晴明」と呼ぶ者あり〕

11 番（大下吉三郎君） 安倍晴明ですね、間違えましたが、そういった物の発掘とか、それらについての宝篋印塔等の素晴らしい物があります。

それから、六人塚とか、いろいろな、そういう物が出てくるわけなんで、そういった物を、ハイキングコースに取り入れるとか、そういった形の上で、これから、もっともっと計画的にですね、歴史、史跡を踏まえての、そういうコースに取り組むとか、また、今、教育委員会のほうで、いろいろと調査されておる、そういったもの出来上がり資料をですね、できるだけ、われわれにも見せて欲しいし、町民に、それを見てもらうという形がですね、必要なのではないかなと。

今、お聞きしましたら、いろいろと整理整頓はしておるということは、よく聞きます。ただし、その結果が、どこに出て来たんやというものが、私の目には映りません。そのような物を、これからも、ドシドシ、われわれ町民の前に出していく。

それから、町長も言われましたように、上月の跡地、それから庁舎の後の利活用についてもですね、本当に考えていただき、三日月についてもしかり、いろいろと、そういった庁舎の建設の後の利活用を考えていただく。

先だって、新聞にも出ておりました、片山画伯のですね、そういった物も寄附してもいいぞというようなことも、新聞に載っておりましたが、本当に、受け入れるのなら、受け入れさせていただいて、それらも一緒に展示ができるのならば、人は、そういった物の勉強が、いろいろとできていくんじゃないか。子ども達についても、そのようなことが、学習ができるんじゃないかと、このように思いますので、極力、そのようないい方向への展示場、また、常設場というものを考えていただき、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 大下吉三郎君の発言は、終わりました。  
続いて、10 番、山本幹雄君の発言を許可いたします。

〔10 番 山本幹雄君 登壇〕

10 番（山本幹雄君） 10 番議席の山本です。

昨年より、よく日本航空学園の話を耳にいたします。学園についてのリーフレットも昨年から2度ほど新聞折り込みをされておりました。このリーフレットを見ると佐用町にとって大変良い、素晴らしい将来が待っているかのようなことが書かれております。私も初めて話を聞いた時、そんなことがあるのかと驚きましたが、そんな話が、どこかしこかで聞こえてき、もしかしたら日本航空学園が佐用町へ来るのではないかと考えるようになっております。

また、日本航空学園が来るのであれば、それは、佐用町にとって大変ありがたいことでもあります。大腕を広げ歓迎の意を表したいと思っております。

しかし、昨年9月20日、日本航空学園関係者であるといわれる方から会見を申し込まれ、関係者2名と、私、そして、議長と立会人として議会事務局長の船曳、5名で会見を議長室で行いました。名刺には、誘致推進委員会推進事務局長になっておりました。

その方の説明では、2,000人の生徒に、関係者が佐用町に住所を移されるというものであり、経済効果も大変大きく、28億円と言われておりました。そんな話であるなら、大いに大賛成であり、大変良い話ではないかと考えながら伺っておりました。

議長も、本当に良い話ではあると思うし、進めていくべきであると思うが、誘致の条件は、どうなっているのかということでもあります。

その点を伺うと、60億円のお金を佐用町と兵庫県で出資してほしいというものであり、用地も提供して欲しいというものでありました。議長も私も航空学園が来てくれることに関しては大賛成であるが、それだけのお金を佐用町として用意することは、町民が了承していただけないと答えております。

その後、個人的にある方と会って話をした時、ある方は、お金は要らない。9月20日の会見で話したことは間違いで、説明が下手なため勘違いをされていると言われておりました。

私は、お金が要らないのであれば、大いに賛成。こんな良い話はないが、お金が要するというなら、それは認められないと答え、その方も、お金が要るなら、わしも反対じゃと言われておりました。

結論として、その方も、私も、良い話ではあるが、お金は、大金は出せないということでは一致しております。

そこで、町長に伺いますが、その後、町へ日本航空学園から何か申し込みがあったのかを伺います。もし、あったとすれば、その内容と、もし、誘致に条件があるとすれば、どのようなものかを伺います。

答弁、よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、山本議員からの日本航空学園誘致の状況はということに

についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、これまでの、この経過、今、山本議員も、いろいろとお話、質問でいただきましたけれども、私のほうから、簡単に、もう一度、説明をさせていただきます。

この、学校法人日本航空学園の大学設立の計画につきましては、平成 23 年 9 月に、日本航空学園誘致推進事務局の肩書の名刺を持たれた、山本氏という方からお話が、まず、ございました。

この計画は、パイロットの養成用の飛行機を飛ばす、滑走路を含む壮大な計画であり、先ほどのお話のように生徒数が 2,000 名ぐらいというような大きなものでありました。それによる経済効果、町の活性化が、本当に実現すれば期待できる事業ではあるというふうに思いましたけれども、ただ、このお話につきましては、それ以前にですね、同じ人物から上郡町に、そういう話を持って行かれて、上郡町といたしましても、このお話の中身、正確なものがなかなか分からないということで、当時の山本町長が、学園の理事に直接、内容を問いただされたところ、用地の提供と建設費の支援を求められて、とても町の規模で対応できるものではないという判断をされて、断られたという経過を、私は、山本町長から直接聞いておりました。

その聞いていたお話と、全く同じような話でありまして、あまりにも、その計画が大きくて、また、町においてですね、滑走路を造るような用地というものも、すぐに、現在、なかなか見当たりません。そういう土地もない中でですね、また、町の財政的な負担が求められるのであればですね、なかなか、話は、いい話であっても、この話については、困難、無理な話ではないかということも、お話をさせていただきました。

その後ですね、町内では、日本航空学園誘致推進委員会といった団体から、本町に航空学園の建設が計画中であるとのチラシが、新聞折り込みで発行をされ、内容が、非常に不透明で、不確定な中でですね、町民の皆様の中にも航空学園に対する期待だけがですね、先行して行ったというふうな感じがいたしております。

町といたしましては、その山本氏からお話をお聞きしてから後、学園側から正式な情報も得られませんでしたので、直接、学園の責任者からですね、その計画の詳しい内容をですね、お聞きしたいということで、昨年 7 月に、学校法人日本航空学園理事の清水さんという方に来庁いただいて、お会いし、計画についてお伺いをいたしました。

その際、清水理事からは、支援可能な自治体があれば、全国どこかで大学を設立したいとの意向をお聞きし、佐用町内での計画の説明及び具体的な支援内容等は、示されませんでした。

その後ですね、この事業には、町の負担は、そんなに要らないだというようなですね、話。そして、町がもっと、前向きに誘致に乗り出せば、計画が実現するというような話が、あちこちで、話がささやかれ、私の耳にも入りましたので、責任ある方に、もう一度ですね、きちっとした話を聞かないと、町としての判断、また、町民の皆さんへの説明もできませんということで、本年、年明けてから 1 月 29 日に、学校法人日本航空学園法人本部長兼理事の園原という方に来庁していただいて、その説明を受けたところであります。

その園原氏の、理事のお話では、航空学園として、今、専門学校であるものを、大学に、今、したいと。しかし、その大学設立に当たっては、現在の学園だけでは、財政的な面で、非常に無理な状況であると。そういうことで、今、各地にですね、お話を出して、どこかで大学設立に、資金面、用地面、いろいろな面で、全面的に協力していただけたところがあれば、話を進めたいというような話をお聞きいたしております。

町といたしましては、本町にとっては、実現できれば、本当に素晴らしい話ではありますが、本町独自で推進できるような規模の話ではないために、県にも、こういう話がありますということは、また、求められている条件ですね、その内容についても、余りにも大き



いということ、お話をさせていただきましたが、県においても、当然、難しいでしょうねということでもあります。

以上が、これまでの概略の経過でございます。

それで、1点目のご質問の中で、最終的に佐用町としての出資金額はいかほどを求められたかという具体的なお話でございますが、学園側の説明によると、現在、専門学校として設立されております、輪島市の能登空港キャンパスの事業費が約45億円、うち学園の自己資金は、借入金を含めて18億5,000万であったと。ただし、これには、輪島市が整備した体育館整備費約7億5,000万円をはじめ、地元自治体が整備した施設整備費は含まれていない。更にですね、大学ということになりますと、その運営費等の準備金、そういう設立する、いろんな備品整備とか、そういうことに、約10億から15億円は、また、それ以上に必要になるというようなお話でありました。

本町の場合、これに用地費及び造成費や道路整備、上下水道等の基盤整備に係る経費が必要となることが想定をされます。本町への具体的金額の、当然、明示はありませんでしたが、学園の財政的な、今、非常に厳しいという説明の中で、航空学園側の自己資金額も、なかなか、分かりませんが、非常に厳しい状況の中でですね、どれだけ負担をされるのかということも、具体的なお話はありません。

そういうことで、現時点で、町に幾ら求められたかという総額は、申し上げることはできませんけれども、そういう話を総合的に判断しますとですね、誘致をしようとした時に、その自治体負担について、学園側が求められるのは、用地は別にして、数十億円規模になるというふうに推測をされます。

次に2点目の、兵庫県は、いかほどの出資をするかということでございますが、こういう時点において、航空学園の計画があるという話は伝えておりますけれども、具体的に兵庫県として、検討する段階ではございません。

次に3点目の、用地については、どのようになるのかということですが、当初、滑走路は必要ということで、計画をされたのは、上月の地区で、滑走路を含めた計画が、計画と言いますか、絵が書かれたことがあります。

しかし、現段階ではですね、その滑走路等については、そのパイロットの養成の教育には、近隣の飛行場を借用してできるんだというような話で、滑走路はなくても、大学の設立としては、やむを得ないんだというような話もされておりますので、近くで、そういう大きさが、どれぐらい要るか。何ヘクタールぐらいな用地が必要かというのも、計画が示されておられませんので、分かりませんが、10ヘクタール、20ヘクタールというのは、当然、要るでしょう。

そういう中で、町として、この周辺で、そういう用地が存在するのは、科学公園都市、県の持っている科学公園都市に、まだ、かなりの用地は遊休地の中でありましてという話をしております。

そういう中で、佐用町としてですね、ある程度、町が提供できる可能性のある土地としては、それで十分、間に合うかどうか分かりませんが、今の河川改修工事に伴う残土処分地を、今、造成していると。その土地が、約平地面積で12ヘクタールぐらいの土地が造成できる見込みであると。まあ、そういう土地があることを紹介をしております。

候補地として、学園の、当然、正式な意向は確認をいたしておりません。

次に、4点目のですね、日本航空学園はなぜ佐用町を候補地に挙げたのか、何がなんでも佐用町でなければならないのかと考えているのかということでございますが、当初、豊岡空港周辺は、濃霧や雪により難しいので佐用町でのという説明もありました。現在は、滑走路は無くても良いとの説明もあり、また、他の自治体でも協力・支援をしてくれるのであれば、佐用町以外でも良いという説明もありまして、この誘致のお話は、近隣の赤穂

市でも、そういうお話が、同じようにされていると聞いておりますし、太子町にもですね、そういうお話があるというふうにも聞いております。そのようにですね、他の自治体でも、協力支援してくれるところがあれば、佐用町以外でも、当然、良いという説明もありました。本町が他の地域と比べて有利な立地条件であること及び、どうしても佐用町でなければならぬ明確な理由というのは、当然、そういう話の中で、私は、理解することはできませんでした。

次に5点目の、佐用町以外の近隣町村での考え方はということですが、上郡町については、そういうことで、以前に、数年前にですね、正式に、これは、断ったということを知っておりますし、他の近隣市町においては、そういう話があっても、具体的な協議をするような段階ではないというふうなことで、それぞれ関係者から聞いております。

次に、町長は、日本航空学園の誘致に条件を整え推進する考えがあるかどうかということを知っておりますが、この航空学園の立地は、過疎高齢化が進む本町だけでなく、全国の地方自治体においてはですね、様々な面からですね、大変、魅力的な素晴らしいお話ではあるかというふうに思いますけれども、今、るる述べましたように、学園の求める条件を整えることはですね、逆に、どこの自治体においても、非常に、現実、厳しい、難しい面があるかと思えます。

1月29日に来られた、園原さん、理事においてもですね、率直に、これは、なかなか、条件、あまりにも都合の良い、厳しい、難しいことを、私は言っていると思えますということを知られておまして、学園として、今、一番、可能性のあるのは、能登の専門学校、ここに大学を、新たに併設をするということが、一番、現実的な計画ではないかなというふうに思うということも、お話がされました。

ただ、やはり、場所としてはですね、能登半島、能登の所と言うよりですね、今現在、航空学園は、一番最初の設立されている本部は、山梨県であります。北海道に、その分校があり、そして、能登にあるということで、関東なりありますので、この関西、西日本のほうに、その拠点がないので、できれば、関西、西日本のほうに、学校を設立したいというふうなお話を、希望を言っておられました。

そういうことで、なかなかですね、このお話、土地の条件だけでもですね、整えるというのは、大変な事業であり、それだけの費用、大変なまた、大きな財源が必要となってまいります。

本町といたしましては、日本航空学園が全国各地で受入れ自治体を探しておられる状況の中です、佐用町に限定をして、誘致ができるんだと、実現が可能なんだというような、期待感だけが先行しないように、今後、一応、検討した土地の状況というのは、こういうことだと、佐用町の状況を説明をしておりますので、それに対して、何か回答があれば、また、きちっと判断をして、町としての正式な返答をさせていただきたいというふうに考えておりますので、一つ、冷静にご判断をいただきたいと思います。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10番（山本幹雄君） 今、話伺いました。そういう中で、私も、ちょっと、先ほどの質問の中でさせてもらったんですけど、9月20日の中で、関係者という発言をさせてもらったんですけども、町長は、上郡の山本さんと言われておりましたので、実は、私が会ったのも、山本さんという方でありました。

関係者と言うわりに、推進の事務局長となっているので、誘致の推進となっておりましたので、誘致は上郡町がするのではなくって、山本さんがするんで、この誘致というのは、本来だったら、佐用町が誘致して、関係者の山本さんは、誘致されるほうかなと思いがら、どこか、ちょっと不思議かなという感じでありましたけれども、その時にも、60億円のお金を兵庫県と佐用町で持って欲しいというような発言がなされております。これは、私も、議事録、局長も取られておりますし、私もちょっと、書いておるんですけども、その中で、60億を佐用町が持つのではなくして、県が知事が了承していただいているというような発言を、山本さんは、されておりました。確か。

そういう中で、知事が、本当に、そういうことを言っているのかどうかというのは、その時、私達も、当然、分かりません。はっきり言いまして。

で、もしかして、知事が、そういうことを言っているのかと。知事が、もし言っているのであるなら、これは非常にいい話で、これは、乗るべきであるし、ただ、まだ、確認も取れていないと。ただ、あの時も議長と一緒に、これ、確認取らせてもらいますよということをおっしゃっていただきました。じゃないと、心配ですから。

で、今、町長の話ですと、難しい。県は、難しいという話を答弁されたと思うんですけども、事業費だけで、45億。これ、今、町長も答弁されましたけど、私も別の資料を、ある方からいただいた中で、そういうふうに45億となっております。そこに、開設に係る準備運営費用とか、その他、諸々すると、町長、確か、2月20日だったかの、協議会の中でも、ちょっと60億ぐらいという数字を、確か、言われたと思うんですけども、私、正に、9月20日に、今年の9月20日に、議長とともに、話を伺った時の数字に合うなという感じで聞いたんですけども、もう一度、伺いますけど、この60億について、県は、出す意思はないと、もう一度、ちょっと、確認だけお願いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 県にですね、正式に、知事にまで上げてですね、その事業として検討をするという段階の話までではありませんということです。

で、県のほうにも、話が行っているんだというふうに言われてましたけども、問い合わせたところ、そういう話には行ってないんですね。

それから、私も、県民局なり、それから、振興課のほうにも、こういうお話がありますということは伝えました。

しかし、県の今の財政状況の中でですね、とても県が、その大部分を持つというようなことは、これは、協議をする以前の段階でですね、これはもう、難しいものであろうというふうに判断をされております。

で、しかも、そりゃ、近隣市町が、全部が、いろいろと具体的な話として、学園側からですね、正式に、直接、県なりにお話をさせていただいて、そして、具体的な計画として、学園として、これだけのことを、今後、事業を考えていると。

で、その中で、例えば、学園の自己資金としては、これだけのことができる。そのほかのことを、こういうことを、きちっと、できるだけ支援をしていただけないかというようなですね、話にならないとですね、とても、今のよう説明させていただいたような話の内容で、知事が決断するとか、判断するということは、これは当然、あり得ません。これは、ほかの事業も含めて、全部、そういうことですね。よっぽど、きちっとした、やっぱり、いろんな整備をして、調査をしての話になりますから。

ですから、学園として県のほうに、そういう要請をすとかというようなことも、まだ、考えておられるような状況ではありませんでした。この間の、理事。直接、来られた理事の方のお話においてもですね。

そういう、今の話の段階です。はい。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） 山本幹雄君。

10 番（山本幹雄君） 私は、リーフレット、パンフレット、そういうチラシなどを、新聞折り込みなどをされたし、また、喫茶店なんか行くと、ちよくちよく置いておられます。

また、議会事務局にも置いておられますね。資料をね。

そういうのを見ると、私自身は、学園のほうから、この地が良いので、この地を選んで、佐用町のほうに造りたいんだというふうな強い思いがあつて、佐用町を選んだのかなと。

で、その9月20日の山本さんの話の中でも、この近辺は、ちょうど、飛行機を飛ばすのに、いい場所なんだというような発言を、確かされておったと思うんですよ。

そういう中で、こっちを、その佐用町に、どうしても造りたいと、そのために、佐用町にもお願いしたいし、協力という話なのかなという部分もあつたんですけども、今、町長の話では、別に、そうではなくして、ただ、関西圏にどっかないかなと。で、どっか支援してくれるところがあつたら、そこをお願いしますよということなんですか。それ、もういっぺん、確認です。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 23年の9月ね、一番最初に、来られた時に、山本さんの話ではですね、なぜ、佐用なんですかという話では、今、山本議員が言われたように、ここ、飛行機を飛ばすのにですね、航空管制というのがあつて、ここが何か、ちょうど、空いているんだと。ここであれば、かなりね、自由に、そういう訓練ができるんですというお話があつたんですねと。それ、おかしいなと。そんなにね、航空管制で、私、分かりませんけれども、ドンドン、ドンドン、この上も空路がありますしね、それは、おかしいなというふうに、思ったんですけども。

当然、その以前に、先ほど、お話いたしましたように、お話がある前にですね、上郡の前の町長からですね、そういうお話を、全部、私、聞いておりましたのでね、同じ方からのお話であつたので、これは、全てを、その話を、なかなかね、そのまま受け取ることはできないということで、受け取りを、話を聞いたんですけども。

その後ですね、太子町にも、そういうお話。それから、赤穂市にも、そういうお話があつたと。

で、このチラシに書いてあるように、ああいう飛行機が飛んで、ああいうチラシですね、どこの所にも、そういうチラシを配られているんですよ。

ですから、何も、学園としては、今、お話の、園原さんが言われたようにですね、佐用町が限定して、場所がここが良いということで話をされている問題ではありません。

ただ、関西のほうに、今後、建設したい。それと、大学を作りたいと。今は、専門学校でありますから、この大学に昇格させたものを作りたいという学園の建設計画は持つてお

られるという。それを今、どこか、資金面なり、用地の全て、援助してくれる所はないかということで、探しておられるということです。

ですから、今、こちらで誘致委員会とかですね、いろいろと町民の方でも、一生懸命、その話ができればいいなということで、努力されてかかわっておられる方が、いらっしゃるんですけども、やはり、こういう計画については、学園が、それだけの、しっかりとした、今、経営もされている学園ですから、直接ね、その責任者が、いろいろと、そういう説明をですね、責任ある説明を、お互いにして聞いていかないとですね、これまでのお話のように、あちこちに、いろんな話があって、何が本当なのか、何を信用していいのか分からないような話では、当然、話として、きちっとした話を、例えば、県に持って行くこともできませんし、また、協議をすることもできないというのが現状ですね。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10 番（山本幹雄君） ということは、この佐用町ではなくて、どこでもいいから、要は、資金を出してくれるところを探していると。その資金を出してくれる、その資金は、いかほどか言うと、先ほど言われたような形で、45 億円ほどと、あと、それと準備資金と、それと後用地と、それに係わるライフラインなり、あと、アクセス道なり、それだけの面積が必要で、必要な面積あるとなったら、ここだったら、一応、テクノにはあるかも分からないということと、もう一つ、残土処理上の埋め立て地を使えばという話もあるかも分からないということで、総額を、ざっとすると、60 億では済まなくて、それより、もう 1 個大きい金額を、極端な話、

〔町長「ある場合もある」と呼ぶ〕

10 番（山本幹雄君） それを提供してくれて、準備してくれたら、佐用町へ来てもいいですよという話。分かりやすく言うと、そういうことになるんですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） ただ、それが、例えばね、準備ができてした時に、じゃあ、佐用町でということになるかどうかとも、これも私は、分からないと思います。

と言うのは、やっぱり、学校を造る場合ですね、交通アクセスの問題。それから、学校で、その計画として、2,000 人になるのかどうか分かりませんが、学生が、そこでずっと生活をしなきゃいけません。そうすると、その学校に、ずっと閉じこもるだけじゃないですからね。生活をしていく、その条件というのが、基盤というのが要りますから、そういうことを、やっぱり学校を造る時には、考えますよね。

だから、今、地方の大学が、なかなかね、経営ができないとか、いろいろな状況の中で、特に、例えば、科学公園都市の県立大学なんかにしてもですね、交通のアクセスだけでも、大変不便で困っておられるんですね。だから、そういうことも含めて、検討は、当然、されると思います。これは、学校を設立する側としては、当然のことだと思うんですね。

だから、ただ、まず、条件としては、そういう資金面でのことがクリアできないとですね、具体的な計画も、まず、スタートできないというところがあるんでね、可能性はあります。

それは、これだけのことを準備しますからということで、条件を提示して、向こうの最低限の条件を提示できればですね、その可能性はあると思いますけれども、じゃあ、それで決定するという事ではないと思いますね。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

10 番（山本幹雄君） まあ、段々、聞く力がなくなってきょうかなという感じが現実なんですけれども、はっきり言うて、それだけのお金を必要として、佐用町として投入できるかと言えば、とてもできるわけじゃなくして、佐用町の経常収支、23 年度で 82.7 パーセントということを考えたら、そんなに自由に使えるお金があるわけでもないし、佐用町で、そのお金を借金してするかというと、過疎債にしても、合併特例債にしても、70 パーセント充当してくれるいうても、こういう金では、多分、過疎債なんか使えませんしね。生財源が、100 億近いお金となると、とっても佐用町ではね。

そういうことで、町長が首振ったということは、町長の考えかないことなんで、これ以上、聞きませんけれども、最後に、やっぱり、あまり、力を入れて推進する気持ちは、あるのか、ないのか、もう 1 回、それだけ聞いて質問を終わりたいと思います。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） いやいやい、力を入れてとか、入れないとかいう話ではなくてですね、先ほど、お話をさせていただいたように、やはり、きちっとやっぱり現実を捉えて、これは、冷静に判断して、町内の皆さんがね、町が混乱しないように、これをしないと、誤解されて、本当に、この中で、非常に期待感だけが、先々行ってしまうというのは、これは、町としても、非常に憂慮するところですから、こういう今、ご質問いただいたので、これは、町民の皆さんにも、また、こういう中でも、お伝えができるというふうに思いますのでね、きちっと、今の状況というのは、知らせていく。知っていただくということが、大事かと思えます。

当然、可能性があれば、先ほど言いましたように、これ、すごく、どこの自治体、全国の自治体においても、こういう学校が設立できることはね、これは、魅力的な話なんで、佐用町だけではない。やっぱり、これ逆に言ったら、競争になりますしね、また、それにも、競争にも、私とこが乗っていかなきゃいけないということにはなりますけれども、今、るる、説明させていただいたような現状の中ではね、私ところから、ドンドンと、前々へ、先へ先へ進めていけるような状態ではないということは、ご理解いただきたいと思えます。

10 番（山本幹雄君） 分かりました。

ほな、これで、質問を終わりたいと思います。

議長（西岡 正君） 山本幹雄君の発言は終わりました。

ここでお諮りします。午前中、予定をされておりました議員の質問は終わりましたので、

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。午後1時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時37分 休憩

午後01時00分 再開

議長（西岡 正君） それでは休憩を解き、会議を続けます。  
休憩前に引き続きまして、一般質問を行います。  
5番、金谷英志君の発言を許可いたします。

〔5番 金谷英志君 登壇〕

5番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。私は、2点、町振興にどう取り組むかと、三日月陣屋館を、どう町振興に活かすかについて伺います。

まず、町振興にどう取り組むかについて、町長の見解を伺います。

地方自治法第1条の2では、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図る事を基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとして、自治体は、住民の暮らしを守る、福祉の増進を図る、こととともに、総合的に地域経済の振興、産業振興を図ることも役割と位置づけています。

本町では、合併以来人口、世帯数とも減少の一途です。人口減少に歯止めをかけ、町の産業振興への取り組みは急務であります。そこで次の三つの観点から伺います。

1、再生可能エネルギー導入の検討委員会を設置してはどうか。町では、メガソーラー事業に本年度から取り組みますが、本町には、ほかに、小水力、風力、バイオマスなど潜在的なエネルギーがあり、これらの資源を有効活用するためにも県立大学や近隣の関連企業とも連携した研究が必要であります。

2、森林は環境保全、水源涵養などの多面的機能を発揮しています。しかし、長期にわたる木材価格の低迷や林業の採算性の悪化等により、手つかずの森林が多くあります。森林整備や防災の面からも間伐をさらに進め、林業振興に務めるべきではないか。あわせて、メガソーラーの架台木材については、町産材の使用を検討すべきではないか。

3、JAや農業生産者、県農業改良普及センターとも連携して遊休農地の解消、活用に取り組むべきではないか。

以上、見解を伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からのご質問、最初のご質問であります町振興に、どう取り組むかという問題の中で、まず、再生可能エネルギー導入の検討委員会を設置してはどうかというご提案と、町では、メガソーラー事業に、現在、取り組んでいるわけではありますが、本町には、ほかに、小水力、風力、バイオマスなど潜在的なエネルギー

があり、これらの資源を有効活用するためにも県立大学や近隣の関連企業とも連携した研究が必要ではないかという、ご質問でございますが、再生可能エネルギーは、自然の営みから半永久的に得られるエネルギーで、太陽や風力、水力、バイオマスなど、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷の少ない新エネルギーであり、地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減対策の一つとしても重要視されているところであります。

本町では、平成20年12月に、新エネルギービジョン検討委員会を発足して、太陽光発電やバイオマスについて、先進地視察の研修や調査を検討しており、公共施設では、町内の四つの中学校と給食センターに太陽光発電パネルを設置をし、住民の皆さんにも太陽光を利用した、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱によりまして、太陽光発電システムの普及を推進をし、住民の環境意識の啓発と環境にやさしいまちづくりに努めているところでございます。

今後、本町における、太陽光や風力、水力、バイオマスなどの潜在的なエネルギーについては、大学研究機関や関連企業などに意見を求めながら、調査検討が必要であるというふうに考えております。

次に、森林は環境保全、水源涵養などの多面的機能を発揮しています。しかし、長期にわたる木材価格の低迷や林業の採算性の悪化等により、手つかずの森林が多くあります。森林整備や防災の面からも間伐をさらに進め、林業の振興に努めるべきではないかと。また、あわせて、メガソーラーの架台木材については、町産材の使用を検討すべきではないかのご意見、ご質問でございますが、昭和50年頃までは、林業家や個人が森林の施業に携わり、健全な森林の保全育成が確保されておりましたが、現在では、森林組合や林業事業体が補助金で行う事業が主体となっております。本年度より始まった搬出間伐制度においては、森林経営計画の作成が必要で、事業地の確保に時間を要し、森林所有者の同意等が、なかなか進まないという中で、間伐事業が、過去7年の平均の10分の1以下に、今、落ち込んでおります。今後は、森林経営計画の早期樹立に努め、間伐事業の推進、広葉樹林化や天然林の改善などを行うとともに、林内路網整備整備事業の推進により、森林の環境保全、水源涵養の保全に努めてまいらなければならないと思っております。

メガソーラーの架台木材については、町産材の使用を検討すべきではないかというご質問ですが、町では、大阪市に本社を置くI D E C株式会社と、メガソーラー有限責任事業組合を設立し、まず、中山残土処分地に約5メガワットの太陽光発電施設を整備いたす計画であります。太陽光パネルの架台には木製の柱材を約1万本以上使用する予定にいたしております。

また、上月仮設住宅跡地にも、町営で187キロワットの太陽光発電施設を整備いたす予定で計画を進めております。この施設も中山で計画しておりますメガソーラーと同様、架台に木製の柱材を約500本程度使用する予定でございます。このように、一度にですね、大量の木材を確保して使用するわけでありまして、当然、町産、町内の森林で育った町産材を活用することについては、努力してまいりますけれども、不足する木材につきましては、当然、県産材、県内での材料を調達していくという形になるかというふうに思います。

次に、J Aや農業生産者、県農業改良普及センターとも連携し遊休農地の解消に努めるべきではないかのご質問でございますが、遊休農地の解消を目的とした事業としては、企業等の参入による耕作放棄地緊急対策や、農業委員会の調査による指導の実施、再生利用交付金制度、または、遊休地の防止対策については、農業者戸別所得補償制度による規模拡大加算の制度や町単独事業としての水田農業担い手育成奨励補助金の制度などがございます。



まず、耕作放棄地緊急対策の内容は、建設業などの異業種の企業が、一定の要件を満たせば、耕作放棄地を利用して刈り払いや抜根、耕起、整地作業などの再生作業や、土づくりなどに対して 10 アール、1 反当たり 5 万円、または、定率の事業費の 2 分の 1 以内の補助がございませう。

また、暗渠排水や用排水路、客土や区画整理などの生産基盤整備、農業機械の借り上げ料やハウス、果樹棚の整備などに対しましても定率の事業費の 2 分の 1 以内の補助がございませう。

次に、農業委員会の指導の実施によるものといましては、農地のパトロールにより遊休地と判断されたものについては、自ら耕作するか、誰かに預けるかなどの指導を行い、従わないものについては勧告をし、所有権の移転等の協議を行い、協議不調の場合には知事の裁定を仰ぐというような、そういう法的な手続きもあります。

次に、再生利用交付金制度は、農業委員会の調査による耕作放棄地で、町の認定を受けた調整水田の不作付地の改善計画に、作付け困難と記載された農地のうち、農業者が畑に転換するものを対象としております。この農地に麦・大豆・そば・なたねを作付して、営農が継続することが確実と認められたものについて、平地で 10 アール 1 反当たり 2 万円、条件不利地は 10 アール当たり 3 万円が最長で 5 年間交付をされます。

続いて、遊休地の防止対策につきましては、農業者戸別所得補償制度における規模拡大加算の制度がありまして、農地の貸し手が町に委任状を提出をし、町が一元的に協議調製して貸し手に代わって意欲のある農業者に貸付を行うものでございませう。

最後に、町単独事業としての水田農業担い手育成奨励補助金の制度は、自己所有農地と借受農地を合わせて 100 アール、1 ヘクタール以上の者で、作付けをした面積が 100 アール以上の農地に対して 10 アール当り認定農業者に対しましては 1 万円、一般農業者は 7,000 円を補助金として交付をする制度であります。

以上のように、様々な制度で耕作放棄地や遊休農地の解消、発生防止に取り組んでいくところであります。

また、農政全般についても、毎月 2 回の連絡会を県農林、県農業改良普及センター、JA、町農林振興課の 4 者で開催をし、連携を深めております。

以上、簡単ではありますが、この質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） 自然エネルギーの取り組みについて、最初にお伺いしたいんですけども、新エネルギービジョンの検討委員会も設置して、その中でやっておられるということですけども、その中で、国の制度なりね、その運用の仕方も、大分、変わってきて、12 年度だけでも政府の再生可能エネルギー普及と、電力業界に対する規制なんかも変わっています。

一つが、風力発電で、環境影響評価の手続きの迅速化とか、それから、小水力発言に関する河川法の許可手続きの簡素化とか、それからバイオマス発電燃料の普及促進のための判断事例の整理とか、これは、運用や政令や法律も変わっている部分もあります。

そこらへんの、その情報収集なりね、これが、先ほど言われたような、新エネルギービジョン検討委員会の中で、情報収集なりが、どういうふうに行われているんでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） この検討委員会は、私の指示によりましてですね、防災企画室の担当が中心になってですね、研究をしていこうということで、先進地なり、そういう事業に取り組んでいる所を視察をさせたところですよ。

ただ、こういう新しいエネルギーの、いろいろな取り組みについて、これは全国で、かなり、いろんな所で、もう早、実績が出てきております。で、国も、当然、いろいろと研究もしておりますし、県も研究もされていると。

ですから、その中で、やはり事業としてですね、この地域にとって、実際に、ある程度、可能性が高いか低いかというのは、もう、そんなに細かい研究をしていって、調査をするまでもなくですね、ある程度、判断ができます。

前のご質問でもですね、以前にいただきました時に、私も、答弁させていただきましたけれども、例えば、風力発電、ああいう大きな発電の発電機ですね、これは、当然、安定した風、気流の流れがないとですね、なかなか、効率的な発電ができないということで、やはり、その風力発電に適したところというのは、ある程度、気象条件ということで、限られているわけですね。

ですから、無理にですね、そういう物を、研究して、例えば、やっていこうとするより、やっぱり可能性の高い、あるものに、やっぱり集中して、とりあえず、そこから取り組んでいくというのは、私は、一番いいというふうに思っています。

佐用町の気象条件でいくとですね、これは、だいたい国のほうでもですね、だいたい、このあたりの地域で、大まかにね、適地かどうかというのは、既に、調査がされていて、そういうものが公表されているわけで、佐用のような盆地で、内陸部にありますとね、風の安定した、やっぱり風力、気流の流れというのは、望めないよ。

既に、多可町なんかでですね、同じような条件です。佐用とね。そこで、以前に、試験的にやられた所、これなんかは、全く、設計通りの結果が得られてないと。そういうことで、非常に無理だなというのは、もう既に、判断をされております。これは、多可の町長からも、また、直接聞いておりますし、それから、風力発電というのは、ご存知のように、今回も、ああいう大きな事故起こしてはすけども、非常に、故障の多い、今、まだまだ、設備です。

だから、全国で動いているのもですね、うまく動けば、効率の良い発電ができるんですけども、なかなか、やっぱり故障が多いというのは、聞いております。

それから、水力についてもですね、やはり、これだけの河川、水量と、河川の、勾配ですね、そういう段差、落差がたくさん取れるところはいいんですけども、水量があって、そうでない所というのは、なかなか、実験的なものはできますけれども、本格的なエネルギーとして使うのは、非常に難しいよ。これは、県においても、そういう話は、県知事もされております。

ですから、今、佐用町で、やはり、一番、取り組めるのは、一番効率的に良いのは、日照の問題で、若干、この沿岸部と言いますか、とは、落ちますけれども、それでも十分に太陽光発電の、これは可能であるということで、太陽光発電に、まず、取り組んでいると。

それから、次に有望なのと言いますか、あるのは、これまでも出てますように、木を、木材を資源として活用する木質バイオマスですね、こういう物については、既に資源があって、これは自然条件とか何とかではなく、元々の資源があれば、これを利用してくということ、これは、十分に可能性が高いということで、まず、こういう所からですね、この新エネルギーの、この課題にですね、町としては、まず、取り組んでいきたいというふ

うに思っております。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） その制度的なことの、その情報収集というのは、技術的な、ほかでやっているところも、それは収集されるということでしたけれども、伊藤忠グループの伊藤忠テクノソリューションズいうところがあるんですけども、これ 2011 年、一昨年からですけれども、自治体向けに、自然エネルギーの発電量を容易に計算できるシステムを発売しているということで、コンピュータ上の地図に、太陽光パネルや風車を置きたい場所を入力すれば、日照時間や風量などを予測して、年間の発電量を割り出す。こういうソフトを伊藤忠の関連会社ですけれども、こういうなんも出している。ゆくゆくは、その小水力についてもね、今ある河川、現在ある水路とか、そういうなんも、多分、入力されると、あると、地図上ではあるんでしょうけども、今現在あるだけでも、この太陽光パネル、風車の、その風量、町長は、全体の今の、環境省なりが、それから気象庁なんか出しているデータで、佐用町では、風力は、それは無理だと。取り組むようなことではないということなんですけれども、全体的には、こういう科学的な裏付けがある、やっぱり調査はね、そういう、一つで、ソフトは、どのくらいするんか分かりませんが、こういう簡単なソフトで、日照時間や風力の、その状況調査が分かるかと言ったら、その検討を、ソフトの検討も必要ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） いろいろな企業がですね、いろいろな形で、この事業に参入をしてきております。

ですから、その伊藤忠商事、今、私も初めて、それは聞かせていただきましたけれども、ああいう総合商社でありますから、いろいろなノウハウを持っていると思います。

そこがね、そういうソフトを作られたと。これは、ソフトを作るまでもなくですね、私は、そのエネルギーとしての、よく学者なり、学校の研究者がね、例えば、その水力であれば、そのエネルギーとして、幾らぐらいありますと、全て賄えるぐらいありますというようなことを、数字の計算上は言われます。

例えば、それは、小さなエネルギーであっても、たくさんのを積み上げていけば、それは、当然、大きなエネルギーになります。

ただ、そこにはですね、そのエネルギーを得るための設備費、どれだけ小さな物を、たくさん作れば、そんな、ものすごい、その効率のことは、あんまり考えてなくて、エネルギー、総エネルギーとしての計算はできるんですけども、それが、本当に、実用エネルギーになれるかどうかというのは、全く別の話なんです。

だから、風力の場合でもそうです。風が、どれぐらい吹いているか。それは、効率のことを考えなければ、たくさん作れば、総エネルギーとしては、そういう計算はできます。

ですから、この伊藤忠が作られているのが、そういうことまで含めた、効率まで含めた、そのことで、採算性なり効率性の上で、事業として、その地域が成り立つかどうかまで判断できるようなソフトであればね、それは、やっぱり活用する意味があると思うんです。

れども、そうでなければ、あまり活用する意味がないというふうに思います。

それはまた、どういう物であるか、担当のほうで、研究をさせます。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） その伊藤忠のソフトについては、そういうことですがけれども、いろいろ町長言われたように、研究者も、いろいろ研究されているところがあるんですけども、小水力については、調査するはじめの段階ではね、そういう小水力に取り組む事業所なり、会社なりがあるんですけど、それが、一つは、まず、初めにすることが、地域の河川や水路を見て歩いて、適正のある所を調べると。まあ、これは基本的な調査というのは、町長言われるように。

そこから、採算を含めて、実現性ある地点を絞り込む。現時点でも、採算性にあるところは、今の現時点でね、水路とか、今ある、その施設を利用するんでしたら、やっぱり少ないそうです。

町長、言われるように、全体的には、こういう潜在的には、そういう能力があるとしてもね、採算性が合うレベルでは、今、実際には少ない。100件あって1件ぐらいいうようなレベルだそうです。今の段階ではね。

そういう採算性も合わせて、小水力についてはね、技術的には、計算式としては、出力、これ係数があるらしいですけど、係数9.8らしいです。9.8掛けて、落差、それから水量と効率、これは水車と発電率の効率らしいんですけどね、それを合わせた計算式があって、それで、実際に候補地として絞り込んでいくというような、実際、会社なり、取り組む所としては、そういう採算面も合わせた、その検討が必要でしょうからね、そういうことも含めて、その小水力で取り組んでいる所は、そういうそうです。

ですから、実際に、今ある、町長が言われるようにね、太陽光や風況調査にしても、それ、今あることで分かる。私は、もっと細かいね、調査も必要だと思うんですけども。それと、技術面で、そういうふうなクリアが開発されてきてなったとしても、制度的に、一番初めに言いましたように、制度として、まだ、ハードルが高いという面もありますから、そのへんは、大分、改善されているところは、ドンドンありますから。

それから、一番大きなところが、電気料金の買い取り制度が、一つできたということと。

それから、もう一つ、これから考えるの、大きいのが、発送の分離ということで、実際に電気を作る所と、送電する会社を別にしたら、どれだけ、その火力なり、原子力も入れて、どれが、経済的にいくか。発電と発送を分離すればね、それが、大分、自然エネルギーも効率はいいんですね。

設置する率と言え、小水力は、検討して、実際になったとすればね、ずっと毎日ある。昼夜を問わずある。太陽光でしたら夜はできませんし、風でしたら、風が止んだらできませんとかありますけれども、小水力は、その点で、効率から言えば、風力が、だいたい20パーセントぐらい言われているんですね。太陽光にしても、夜はできませんし、日照の時間もありませんし、緯度の角度なんかもあっていうことで、太陽光や風力については、20パーセントか30パーセントの効率らしいんですね。

その点で、言え、小水力は、80パーセントぐらいが、ずっとできるということで、有力なことだと思うんですけども、小水力の検討についてもね、私、千種川なんか、佐用ありますからね、千種川本流については、今ある、その千種川から引いている農業用水路なんかを利用するんでしたらね、なかなか、採算性に合わんとは、現状ではあると思うん

ですけれども、新しく、小水力の水路、そこだけ、ちょっと、制度面でも、水路の権利というのが、大分、ネックになっているらしいんですね。水路の発電する場合にはね。

そういう面でも、そういう事業として取り組む場合、制度面でもクリアできるいうところがありますから、私は、小水力は、普通やっぱり、佐用町でも取り組める有力な再生可能エネルギーだと思うんですけれども、もう一度、町長、そのへんの見解をお伺いします。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 今、お話聞かせていただいて、前からも、いろいろとね、金谷議員も研究されているようで、お話聞かせていただきます。

そういう制度なり、国自体もですね、こういうものに、いろいろと今までの制度、規制緩和を行って、また、今回のような電力の買取制度、その事業として成り立つようなね、条件整備ですね、こういうものがされてくれば、これまで、ちょっとできなかった所も、できない不可能な方法も、可能になっていく場合も、当然、あると思います。

水力については、今すぐというものは、当然、今、条件的にですね、今の規制の中ではですね、採算の合うようなものは、なかなか難しいというのは、今、金谷議員もご理解のとおりです。

ですから、そういうところはね、当然、いろいろな情報が常に、全国、いろいろと取り組んで、皆、研究者も研究されているし、事業者、民間企業なんかも、こういう事業にも参入しながら、研究もされております。

私どもも、今回、太陽光発電という形での、この事業はやりますけどもね、当然、こういう事業をやりながら、一緒に、今度、共同事業者としてやっていく。そのIDECという会社も、いろんな研究もされています。だから、そういう中からね、常に、いろんな方面に、しっかりと感心を持ってですね、また、そういう勉強をしてですね、これは、何も、全く勉強しない。研究しないのではなくてね、これは、常に、そういう意識を持って、研究をしていって、それが可能であれば、じゃあ、どういうふうに取り組んでいくかという、次の段階に入っていけると思います。はい。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） その技術面と制度面と、一つ事業としてやっていく場合に、財源というかね、どれだけ財源を確保するかということが、課題になってくると思うんですけれども、よく風力発電なんかでも成功しておられる、ずっと前からやっておられる例としては、ファンドをね作って、その市民から、出資をお願いするということがあるんですけれども、先進的な、その北海道で、NPO法人の北海道グリーンファンドいうところがありますけれども、それは、風車ですね、市民出資の内容は、不特定多数の市民から集めたお金で風車を建設する。そこで、得た電気を電力会社に売って、売電収入は出資者に利子を付けて還元されると。ファンドですから、こういう仕組みとしては、そういうものなんですけれども。

それから、小水力についてもね、長野県に立山アルプス発電というところが、組織がありますけれども、小水力で、8億円近い出資を集めて、2012年の3月から発電を開始して

いると。この小水力発電は、1時間当たりの発電量は、少なくとも、年間を通して安定して発電できるため、発電効率は優秀。市民の出資で、小水力発電を実施するのは、この事業が日本で初めてとなると。今年度ですね、今年度から、3月から、そういうふうにして、小水力についても、ファンドで資金を集めて事業を展開するということなんです。

その事業面で、そういうことがあればね、一つの技術的なこととか、制度的な面と、それから、資金をどうするかということの中で、その資金は、町長、このファンドについては、どういうふうな見解をお持ちでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 事業を行うね、やり方として、多くの方から出資をしていただく、そのファンドという形ですね、募集をして、いうことは、事業を行う、一つの民間企業でも、そういう株で、株式ですね、資金を調達するとかというものと、同じだと思います。これは、一つの手法ですから。

ただ、ファンドを、例えば募集するにも、やっぱり多くの方に出資いただくわけですから、その前段として、その技術なり、その事業のですね、しっかりとした計画と採算性というものの見通しが立たないとですね、そのファンドは、当然、そんな無責任にですね、出資を仰ぐということではできません。

太陽光においてもですね、同じように、これは、同じことですが、ファンドですね、今、淡路島で取り組まれて、計画されているのは、そういうファンド方式ですね、太陽光発電にも取り組まれております。

町の場合でもですね、そういう検討はしました。今回、買取制度でね、これは、非常に確実性は、事業としては、非常にリスクは少ない事業で、かなりの収益が、当然、上がると。ですから、資金面で、もし、困難であれば、一般からのファンドを募集してもできるんじゃないかということ、太陽光発電というのは、技術面でも、また、事業の見通しの面でもですね、今回の買取制度の中で、しっかりと責任が持てると言いますか、見通しの立つ、計算のできる事業になりましたからね、それは、そういう検討はしましたが、これは、町として、今、佐用町が、全く資金がなければ、そういうことでやる方法もありますけども、町としても資金ができる。借入も逆にできるということであればね、今回は、そのファンドということについては、取り入れませんでしたけどもね。

いろんな方法でやられていることは確かですし、そのファンドという方式も、今後のね、事業を行う上で、しっかりとした事業の計画と見通しが立てば、そういう方法も、一つの選択肢であるというふうに思っています。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） 直接、町が、ファンド、出資者を募るということではなくて、設立した会社なり、事業所なりがしたやつに、町ができることとしてはね、出資者に安心感を与えるための、町が、一緒に、一緒には言いませんけれども、その事業の中に、一つ加わっていくということになれば、町が参加して、町も、そういうふうな考えしているんだから、出資者も安心して出資できるという、地方自治体が係わる場所としてはね、そう

いうことが、今、実際にやられているそうです。

実際、ファンド、いろいろ怪しげなファンド、いろいろありますから、町がやっているんでしたら、安心して、出資者もできるというようなね、その町の自治体のかかわりとしてはね、直接、町がファンドを集める、出資者を募るのではなくて、参加して安心感を与える、そういうファンドに対する取り組み方いうかね、そういうのがあると思うんです。それについては、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） ですから、そうです。それだけにね、町という、その公共団体がですね、その事業に参加するなり、その経営に参加したり、計画に参加しているということは、その一般から見ればですね、非常に信用度が高いわけです。だから、それだけ信用してもらうからにはですね、その計画そのものに対して、町も、それだけ大きな責任を負わなきゃいけないわけです。ねっ。

ですから、よほどね、やはり、十分に検討をして、本当に出資者に対して、100パーセントとは言えません。これは、リスクも当然、あるわけですけども、でも、やはり、それだけに、一般企業が単独でやるよりかは、町が、かかわってくれば、それだけ、より、やっぱり、見通し、その事業そのものの採算性、計画が信用性のあるものでなければならぬという、大きな責任を負いますから、それは、慎重にやらなきゃいけないということだと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） まあ、その事業に取り組むにしてもね、一つの、いろいろやられた全国的な例見ますと、やっぱり肝になるのが、誰が中心になるかということなんですね。

備前市に、備前グリーンエネルギーという、その会社ではないんです。そういう組織があるんですけども、そこで、いろいろ、そこでは例としては、赤穂のロイヤルホテルが、再生可能エネルギーとは言いませんけど、そのエネルギー全般のホテルを、赤穂ロイヤルホテルは、事業費、ホテルですから、いろんな光熱費を、電気代とかガス代とか使いました。それが、半分になったというような、それを取り組んだところなんです。備前グリーンエネルギーいうところがあるんですけども、そこが重視しているのは、コーディネーターの養成を重視していると。ホテルと、そういうふうな契約なりして、省エネに取り組んだということでもね。一つの、ホテル側のコーディネーターは、誰かやっぱり必要なんです。

やっぱり自治体が、同じように再生可能エネルギー取り組む時でも、そのコーディネーターの養成は、やっぱり必要なんです。これが肝心な重要なところだと言うているんですけども、そういう町として取り組む、前も課なり係なりを町の中で設置しているということもありましたけれども、新エネルギービジョン検討委員会の中でもいいですからね、そのコーディネーターの養成を、やっぱり、その備前グリーンエネルギーなんかと、ほかのでもいいですけども、組んでね、そういうふうなのが、必要で、そのコーディネーターの養成は、庁舎内としてもね、必要だと思うんですけども、コーディネーター養成については、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） コーディネーターと言えるかどうか分かりませんが、当然、町の担当者もですね、そういう勉強をして、今のような太陽光でずっと、これ事業を行っています。これを担当している職員、これは、かなりね、そういう知識は、私は、持っているというふうに思っています。勉強している。

で、私自身も、そういうことで、そういうことについては、当然、かなり、いろいろと話も、いろいろと聞かせていただいたり、勉強もしているという自負は持ってますけども、ただ、それは、なかなか専門的なことになってくると、これは、やっぱり町職員の仕事、それをいくら専門で、例えば、担当させてたとしてもね、研究機関で研究しているわけでもありませんし、ですから、これ、やっぱり行政は、行政としての役割り、また、一般社会から見て、行政というのは、やっぱり、それだけ信用度を持って見ていただける。事業を行うのに、行政だけが行うということであればですね、そのノウハウは、一般企業と比べればですね、まだまだ、十分に持ってないという分があります。

だから、これからの事業というのは、今回の、こうしたIDECという会社と共同でやると同じようにですね、町と、そういう民間の、いろいろと研究している、意欲持って最先端の、いろいろと技術を持っている企業、それと、研究機関ですね、そういう所が、やはり、一緒になって、事業、いろいろと事業化を行っていく、計画を行っていくというね、そういう取り組みが必要だというふうに思います。

ただ、もういっぺん繰り返しますけど、その前に、それを行うためにもね、当然、金谷議員がお話のように、町職員においてもですね、やはり、全体的な、一般的なやっぱり、きちっとした知識というもの、そういうものは、やっぱり持つておかないといけないと思います。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） 分かりました。

次の森林保全について、伺いますけれども、一つ間伐が進んでいない理由も、いろいろ町長も言われましたけれども、端的にこれだけ、全国的な森林行政の課題でも、間伐が進んでいないというのはあるんですけども、その価格が高いとか、高齢者とか、その団地化の理解が得られない。その所有者の理解が得られないということありましたけれども、一番の、その間伐が進まない、その理由は何だと、町長、認識されてますでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、一番進まないというのは、木材価格と、その利用する先がないと。利用する需要がないから、木材価格が低迷する。安いということになるんですけどもね、まあ、何がと言われれば、そこへ行きついてしまいますね。はい。



〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） 国の林野庁としてもね、それは、重要な課題だということで、挙げているんです。

今、町長言われたように、林野庁が挙げているのは、質的・量的・経費的な理由により期待できない間伐収入がない。まさに、町長が、一番に挙げられたことです。

それから、世代の交代により所有山林の位置・現況の把握が困難。これが、林野庁のほうとしては、挙げているんですね。

それから、林齢の高齢化、自家労力での実施が、立木の大径化によって、自家労力での実施が、間伐が困難と。大きくなりすぎてね。いうことがあります。

それから、林業そのものの担い手の減少ということも林野庁では挙げています。

それから、林道、作業道網や効率的な作業システムの整備の遅れと、まあ、一般的に、こういうふうに言われているんですけれどもね、そういうふうな課題は、認識しておるとしてね、じゃあ、対策は、どうするのかということが、あるんですけれども。

岐阜県の高山市、森林の多い所ですけれども、高山市なんかでは、その間伐推進のために計画を立てていますけれども、町長、昨日の質問の中でも、団地化の計画的な、その森林施業の計画立てるんだと言われましたけれども、計画立てる上での、そのネックになっているのは、何なんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 木材価格がですね、これだけ低迷して、採算が合わないと。その中で、山林所有者のですね、高齢化もありますし、世代も変わり、経済性がなくなってきた中で、感心もなくなってきたと。

で、そういう、その中で、やっぱり、今、兵庫県においてはですね、これだけ、いわゆる公金を使ってですね、個人の山でも、もうほとんど、負担なしでも間伐をやっていこうというような制度が、国も含めて作っていただいていますね、これだけ、ある意味では、かなりやってきているわけです。

で、なおかつ、それが進まないと言いますか、この木が育って行きますから、植えてから、10年、20年の間伐というのは、普通の間伐なんですよね。それが、もう既に、40年、50年になってきて、今度は、これまでの、間伐もやっぱり概念は、変えていかないと、間伐という、間伐材という材木もそうなんですけれども、本当に、まあ、言うたら、木によったら伐期という、熟成した木になってくるんですね。利用しなきゃいけない大きさになってきているわけですね。

だから、ここで、やはり森林所有者においても、それが、今までだったら、悪い木を、生育の悪い曲がっているような木、細い木を切って、良い木を残して、それを大きくするという、そういう気持ちで育てて来ています。

ただ、そういう今度、大きくなって、木を、まだ、間伐して行かないといけないわけですね。まだ。

で、また、利用するのに当たって、本当は、皆伐をして、全部を切って使うということ

が、一番効率いいんですけども、それをしてしまうと、今度は、そこへ、また、新たに植林をして、また、50年、60年かけて育てるということが、今の状況の中ではできない。

だから、その全部を伐採するんじゃなくて、木を残しながら、現在、育ててきた木を使っていこうというところに、今、そういう形を取って行こうということを、今、考えておるわけですね。

だから、その制度について、森林所有者にも理解をしていただく。ただ、そうなってくると、今まで育ててきた木なんだから、少しでもね、これに、森林所有者に、また、今までかけてきた経費を還元できる、そこで言わば、お金になるようにしたければいいわけで、皆さんも感心持っていただけるわけで、それができるかどうかなんです。

だから、そうじゃなくて、今まで、間伐においてしても、結局は、全く、負担はいらなかったとしてもね、そこまで育ててきた木に対して、見返りも何もないということでは、非常に興味も持っていただけないし、参加もなかなか難しいということです。

それから、特に、佐用町の場合、間伐が非常に難しいというのは、これは、山が所有されている、この所有者の面積がですね、非常に個人、一人ひとりが少ないですね。それから、山の大きさも非常に、中で、山の境があって、2反、3反の山から、1ヘクタールぐらいの山からですね、細かく分かれています。

それに、木の植えているのも、全体として、平均しても40年、50年になってきたとしても、まだ、若い木、それも手入れのされている所、逆に、されてない所、いろんな物が、混在しています。

そういう中で、最終的には、今、木材の価格も安い。安い中で、何とか採算の取れるような事業としての間伐が成り立つかどうかというのが、一番問題なんです。そこが、非常に難しいということで、大きな、まとまった山で、今、言うように、利用できるものを伐採をして、そして、市場に出して、いくらかでも山主のほうに、返しできる。そういう所を、今、取り組んでいるんですけども、これを全体に広げて行けるかどうかというのはね、なかなか、その事業化の中では、どこでもができるということではない。難しいところがあります。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） ソーラー架台の、その佐用産材のことについても、その一時になるから、大量に確保するのは、町産材では、難しいということでしたけれども、ある程度、やっぱり、その佐用産材の率を増やす努力というのはね、やっぱり、その全体的な施業、間伐の施業計画もあるでしょうけれども、やっぱり、やり易い所から、すぐ、需要が、そこ見込まれておるわけですから、需要が、すぐあるんですから、そのメガソーラーの架台については、間伐しやすい、やり易いところから、佐用産材を使うんだというふうにしてもいいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 例えば、この事業をね、そういう市場の、今の木材価格とは別に、

この事業のために佐用産材で市場価格より、ずっと高くね、購入して、そういう形ができるのであれば、それは、また、そういうことで参加もされると思います。

でも、そのやはり、やっぱり事業ですから、この事業だけにね、木材価格、例えば、1本3,000円で購入、一応、調達ができるものをですね、5,000円で調達しますよというのは、これはやはり、ちょっと問題があると思いますね。

で、やっぱり、先ほど言いましたように、町内のものも、今、既に、出せる物は出しています。市場にね。

だから、その中での木材の価格というものが、一応、市場として決められて、その中で、製品として買い取る、買っていくという形になります。

それから、例えば、本当にね、特別に、この事業だけで考えるんだったら、ここだけを限定にしていう形もいいんか分からないです。

それは、そやけど、例えば、一宮の旧一宮町が、役場庁舎を造りますと。それは、一宮の木でやろうと。そういうことも前提としてね、取り組まれたと。そうなれば、木材価格が少々高くとか、安くとかいろんなこと関係なしにですね、一宮の木ということ限定してやられてますけどね。そういう建物なりではない。一般的な木を使って、これを普及させていこうということですから、やはり、そこは多くの全体の、そういう需要を高めていくことによって、全体の底上げをしていくということ、まず優先して考えているんだということで、ご理解をいただきたいと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） 全体の、その県産材ということで、それは、そうなんです。それは、もう正論だと思います。ですから、そのコストを度外視してまでもとは言いませんけれども、ある程度、町が出資している組合ですから、その事業としては、町の市場価格との差ぐらいは、やっぱり、町が持つとは言いませんけれども、それぐらいのね、こともあってもいいんじゃないかと思うんですけど。いいです。

それから、遊休農地についてお伺いしますけれども、その農林水産省のほうで、遊休農地の対策取って、その調査も、農業委員会なんかでされているということで、それを踏まえた上での対策、今、るる、農林水産省がやっている緊急対策とか、その対策について、町が取り組んでいることは、言われます。先ほどの答弁で言われましたけれども、それが、実際、佐用町の、その遊休農地もそうですし、減反なんかで、管理補填されている土地なんかも、それも有効利用、遊休農地ではないですけどね、管理保全されている土地なんかも、有効利用されるような、町にとって、それが国の政策が合っているのかな、どうかなど。実際に、遊休農地が、国の政策としてはね、水・環境対策、保全対策なんかもされてますけれども、その制度もありますけれども、それで、実際、課長、現場におられて、佐用町の遊休農地が、これで、活用できる、解消できるような、そういう方向に向かっているんでしょうか。印象ぐらいで結構ですけれども。お聞きします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 現実に、今、遊休農地と言われるような所はですね、再度、そ

れを活用できるかと言われれば、難しいと思います。

現実には、今、私どもがやっています水田におきましても、調整がかかるような、生産調整がですね、状況でございますので。

後は、遊休農地の管理をするということ以前に、遊休農地を作らないという形になって、佐用町のほうでも独自にやっております水田農業の担い手育成奨励金、奨励補助金ですね、これを活用していただきまして、かなり 20 町ぐらい、今、集積がされておると思うんですけれども、こういった形での保全を行っていただいておりますというのが、今、佐用町では、一番大きな成果が出ておるところではないかと思っております。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君

5 番（金谷英志君） 調査で、その区分として、現状をお聞きしたいんですけれども、荒廃した耕作放棄地の区分が、先ほど、町長の答弁もあったんですけど、農地として利用すべき耕作放棄地と、それから、草刈等では、直ちに耕作できないが、施策を実施したら農業出きると。それから、森林、原野化しているとか、そういう区分があるんですけど、最初に言うた、農地として利用すべき耕作放棄地というのは、調査の段階で、佐用町では、どれぐらいになっているんでしょうか。割合で結構です。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 割合としては、なかなか難しいですけども、遊休農地の中でですね、耕作放棄地は、今、9.3 パーセントぐらいになっております。

後は、遊休農地率としましては、0.1 ぐらいですね。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5 番（金谷英志君） そういう対策もね、管理保全も含めたような農地の有効利用ということで、やっていただいて、一つ、国を挙げるとね、その遊休農地を、先ほど、異業種からの参入ということも、私は、やっぱり異業種から参入して農業やるんですけど、農業以外の耕作放棄地についてはね、農業以外に使うんだというふうな国もあります。

私は、農地は、やっぱり農地として、作物つくる農地として、つくるべきだと。利用すべきだと。活用すべきだと思います。

それで、次に、三日月陣屋館の町活性化について伺います。

三日月陣屋館については、これまで、文化財展示施設や武道場建設などの提案をしてきました。町の振興に資する三日月陣屋館の整備計画が必要ではないか。陣屋館周辺には、味わいの里三日月、もくもく館、三方里山公園、八幡神社などがあり、これらを含めた文化・観光ゾーンとして位置づけがどうかと思いますけれども、町長の見解を伺います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

恐縮ですが、5 分しかありませんので、お願いします。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） はい、2点目のご質問でございます、陣屋館の活用ということでのご質問であります。どう、これを町振興に活かすかということではありますが、三日月藩乃井野陣屋館は、旧三日月町が発掘調査、建造物調査等を経て、歴史的考証に基づいて史跡整備を行われたもので、全体構想の一部ですが、文化財保護審議委員会の答申を得ながら、史跡内に復元する建物としてふさわしい、現在のものとして、現在の陣屋門が再現されたというふうに聞いております。

また、三日月藩乃井野陣屋跡は町指定の史跡であり、現状変更等には、条例による規制もございます。何より、文化財を後世へ良好な状態で残していくという責務がありますので、史跡整備には整備委員会、文化財保護審議委員会等の審議が、当然、必要であり、文化財的価値を高めるような整備が求められております。

この陣屋館は、旧三日月町において、平成11年から平成14年にかけて堀と石垣、中御門、長屋門等が整備をされ、現在の姿となったものでありまして、また、議員ご指摘のとおり、陣屋館周辺には、都市交流の拠点施設としての味わいの里三日月や、もくもく村、三方里山公園、八幡神社などの史跡や施設もございます。

三日月の陣屋館は、三日月藩時代の往時をしのぶことができる史跡でもあり、先ほど申し上げた施設と合わせて、三日月地域を訪れる方々における学習の場、また、観光の場として提供する施設としたいというふうに考えております。

味わいの里三日月は、町内特産のもち大豆を使った、三日月の味噌や町内産のそばを使った手打ちそばで、観光客の呼び込みを行い、また、花の季節には、農地を利用したルピナス畑やそば畑に、多くのお客様に来ていただいております。

西播磨花の郷めぐりなどを活用した都市住民の訪問を、さらに増やすためにも、味わいの里三日月をはじめとした観光集客施設を有効に活用して、町の振興にも努めていきたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、このご質問に対するお答えとさせていただきます。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） 後、2分をお願いします。はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） 終わります。

議長（西岡 正君） 終わりますか。はい。

金谷英志君の発言は、終わりました。

続いて、8番、笹田鈴香君の発言を許可いたします。

[8番 笹田鈴香君 登壇]

8番（笹田鈴香君） 8番、日本共産党の笹田鈴香でございます。

統廃合問題は、住民合意で進めるべき立場で質問をさせていただきます。

去る2月20日、全議員連絡会の後で、学校・保育園規模適正化調査特別委員会が開かれ、報告と説明の中で教育委員会から、概ね町の考える方向で進んでいるという報告を受けました。しかし、町の進め方に不満を持つ人も多くあります。

また、特別委員会では、当局から報告と説明、資料も当日配布という状態なので実際の

様子が分かりません。

傍聴を求めたところ、これは、協議会とか懇談会の意味ですが、その傍聴を求めたところ、地域の方は良いが、議員は特別委員会があるからと断られました。

学校は子どもにとっても地域にとっても大切なものです。統廃合問題は、住民説明を十分にし、また、協議を重ねて合意を得なければならないと思います。

そこでお尋ねします。

1、懇談会や協議会などの委員から出た意見に対して、どのような対応をされていますか。

その中で1、佐用地区3校同時という意見が出ていますが、なぜ、このような意見が出ると思われますか。

2、資料の中で通学方法や跡地利用などの意見に対する回答は、意見と切り離して考えてくれと回答されています。これも資料の中ですが、同時に協議すべきだと思います。また、基本的なことで避難所などについては、どのように考えておられますか。

3、プールや、給食の方法なども、それぞれ異なっています。検討すると、これも資料の中ですが、するとされていますが、どう検討されるのですか。

そして、4番目、各学校での取り組み、特色ある学校ということで、失われるものはありませんか。また、今までの取り組みをどう説明されるのでしょうか。

2、自治会長、PTAの役員が改選などで交代した時の対応、経過説明など、どのようにされていますか。

3番目、隅々が切り捨てられるような計画にはなっていませんか。計画の中で、保育園の通園バス、これ一部しか見ておりませんが、保育園の通園バスで、上石井が終点となっています。今後、奥海などに必要があるかもしれません。当然、対象とはなると思いますが、最初から計画に入れないのはなぜでしょうか。

4番目、懇談会などの住民の傍聴は可能になりました。が、その地域の人だけを対象としたり、議員の傍聴を駄目だという理由の再回答を求めます。

5、町教委として、懇談会、また、協議会などを最大限公開につとめるべきではないでしょうか。

6番目、共産党議員団の住民アンケートの集計で、住民への説明が不十分というのが多くありました。そして、やはり統廃合問題は、住民合意で進めるべきだと思いますが、町長の見解としては、どのように思われているのか、お伺いいたします。

議長（西岡 正君） 町長の見解を、尋ね、

〔町長「教育長から」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。はい。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 失礼します。

それでは、笹田議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の1、懇談会や協議会などの委員から出た意見に対して、どのように対応しているのかとのご質問でございますが、まず、現時点では、協議会は設置されておりません。この1点目のご質問に対しましては、委員会として答弁させていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

①の佐用地区3校同時統合という意見が出ているが、なぜ、このような意見が出ると思われるかというご質問でございますが、佐用地区を佐用地域と読み返させていただきます。

議員もすべての懇談会の記録等を見ていただいておりますのでお分かりかと存じますが、例を挙げますと、地域に一つの新しい小学校をつくるのだから、先に統合した小学校に後から統合した小学校が吸収されるとイメージを持たれていることなど、それぞれの思いで様々な意見が出ているところでございます。

本町の規模適正化推進計画におきましては、過小規模校、複式学校を優先して解消したいとして提案申し上げ、統合の形式につきましては、新校設置方式として、双方の、それぞれの学校が対等に統合できるような形でご提案し、理解を求めているところでございます。

次に、資料の中で通学方法や跡地利用などの意見に対する回答は、意見と切り離してくれと回答していますが、同時に協議するべきだと思われるご質問ですが、懇談会等においては、配布の、より良い保育・教育環境を皆さんとともに創るに記載しておりますとおり、皆さんと保育・教育環境の現状と課題等を共有し、協議・検討いただきやすいように、園・学校の規模適正化は、より良い保育・教育環境を実現するという観点から、協議・検討をお願いしているところでございます。

また、この適正化が、過疎化や地域力の低下などを一層深刻化させるという危惧を持つ声があることから、佐用町が目指す、住民・企業・行政が、みんなで支え合い助け合うまちづくり、協働のまちづくりの観点から、地域づくり協議会などを中心に懇談会とは別の場を持ち、時期を見て並行して協議を進めていくことを、当初から皆さんに説明申し上げ、懇談会等においても理解をいただき進めているところでございます。

また、避難所につきましても、その中で、町からもご提案させていただきますが、検討していただけることと考えております。

次に、プールや給食の方法などもそれぞれ異なっている。検討するとしているがどうか、とご質問ですが、懇談会等におきましては、基本的課題の4、園・学校施設の充実等において、この適正化を一つの契機として、新校設置方式で設置する学校においては、新校の運営協議を踏まえ、施設等をより充実させたいという考えを皆様にお示しし、その方向でご理解を得ているところでございます。

次に、各学校での取組、特色ある学校で失われるものはないか。今までの取り組みをどう説明するのかとご質問ですが、学校経営の基本の一つとして、学校の規模・校区内の地域の特徴、教育の背景とも言うかも分かりません。児童の実態等を踏まえて、学校教育の目標・教育課程の編成方針等を定めて、特色ある学校運営をしていくとしております。新校設置方式により設置される学校におきましても、それぞれの特色を活かした取り組みを考えていきたいと思っております。

次に、大きな2点目の自治会長、PTAの役員が改選などで交代した時の対応、経過説明をどうしているのかとご質問でございますが、懇談会等を設置する際、各団体等から選出いただく委員につきましては、規模適正化の協議がそれぞれの団体の役員の交代期をはさみ継続することから、その旨を説明し、ご理解をいただいているところですが、懇談会等において熱心に協議・検討いただいた基本的課題の方向性等を記載した決定事項の綴り等を確実に引き継いでいただくなど、経過の概要を丁寧に事務局から説明させていただきたいと考えております。

次に、3点目の隅々が切り捨てられるような計画になっていないか。計画の中で、保育園の通園バスが上石井終点となっており、今後、奥海などに必要があるかもしれない。当然、対象となると思うが、最初から計画に入れられないのはなぜかとご質問ですが、平成25年4月に石井地区から石井保育園や平福保育園に通園されるお子さんは、石井保育

園が3名、平福保育園が4名で合計7名通園される予定です。集落ごとに申し上げますと上石井が3名、青木が2名、中土居が2名となっています。

現在、長谷・平福・石井保育園規模適正化協議会におきましては、通園バスの運行計画案をお示ししているところで、運行計画案につきましては、先ほど申し上げましたような状況であることから、実際に利用のある集落からの運行計画案としてご協議いただいているところでございます。

また、協議会、各委員への配布資料には停留所案をお示ししておりますが、今後、その状況が変われば、保護者等と、その都度協議をさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、懇談会等の住民の傍聴は可能になったが、その地域の人だけを対象としたり、議員の傍聴を駄目だという理由の再回答を求めるとのことでございますが、学校規模適正化の懇談会等の運営は、校区内の地域の住民の皆さん自らが、より良い教育環境の実現に向けて議論いただく場としているところでございます。

そうしたことから、傍聴によって、自由な発言を妨げるというようなことがあってはならないと考え、懇談会等においては、傍聴の件について協議され決定されたものでございます。

5点目に、町教育委員会として、懇談会、協議会などを最大限公開に努めるべきではないかとのことでございますが、懇談会等につきましては、先ほど申し上げましたように、懇談会等で決めていただくもので、委員の皆さんの意向を尊重したいと考えているところでございます。また、協議会になりますと、公開するとしております。

次に6点目の共産党議員団の住民アンケートの集計で、住民への説明不十分が多かったが、統廃合問題は、住民合意で進めるべきと思う。町長の見解を問うとのことでございますが、この場から、私から、答弁をさせていただきます。

住民の皆様への説明は、児童生徒数の現状・規模適正化に関する計画・必要性などを記載した資料の全戸配布、町広報・教育さよう・ホームページ等を活用してお知らせし、また、要請のあった自治会については、自治会単位の説明や意見交換会を実施して、より良い保育・教育環境の実現に向け、一人でも多くの方々に、適正化へのご理解をいただけるよう、今後も努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。この場での答弁とさせていただきます。以上です。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） では、再質問をさせていただきます。

前回はさせてもらっておりますし、その学校の統廃合問題については、住民は、感心はあるけれども、しかし、感心があるのは、本当に一部、知っている人のみで、知らない人が多いんですね。今回も、よく聞かれるんですけど、統廃合の話は出ているけど、しかし、いつあるのか、いつ、どういうメンバーでやっているのか分からないという意見を、よく聞きます。そういった意味で、本当に、私も、そうだなと思ったんですけども、その、先ほどの説明の中では、委員の方が、持ち帰って協議、皆さんに説明したり、それから、全戸配布とか、いろいろ説明をされたわけなんですけど、まだまだ、それは、浸透していないと思うんですけど、それで、今回ですね、お聞きしたいのは、特に、25年、江川で言いますと、江川小学校と佐用小学校が25年4月というのが、延期されたいということで、そういった意味では、ある程度、協議が、今までよりは、十分とは言えませんが、協議ができ



ていっているのかなという気もします。

で、その中でですね、一番最初の、この3校同時という意見なんですけど、先ほど、答弁にはあったんですけども、しかし、いろんな話を聞きますと、やはり、佐用と江川は、今、懇談会の状態で、懇談会が、もう、江川の場合は、そろそろ協議会に移るんじゃないかというようなこまで進んでいるそうですが、利神は、まだ、委員会の段階です。

で、予定で言うと、その25年と、それから、利神の場合が、27年から懇談会ですか、その予定に、計画ではなっているわけですが、それだけ差があるということは、やはり、保護者も、それから、その関係する人は、すごく、不安だと思うんですね。そういった意味で、一緒にしたらどうかという声があると思うんですが、結局、温度差があったりして、考え方が違うと思うんですけど、そのへんは、温度差とかについては、どのようにお考えになりますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 温度差と言いますか、地域で、例えば、利神校区でありますと、現状の児童数ね、から見ていただくと、今、現在、協議されてますけども、例えば、100人切ってますけれども、90数名。今後、予測する中でも、6年先で80数名というような数字が出てます。そういう中でね、現状の資料検討する中で、何で、ここで統廃合する必要があるんなどということも、簡単に言われております。

だから、ただ、町はね、いずれ佐用町の考え方としては、旧町に1校という形になってきて、適正規模を、ずっと維持するのは、適正規模というのか、現在の小規模校が、ずっと同じ推移するということは考えにくいんでね、いずれは統廃合の対象になってくると思うんですけども、今のところは、地域の方も、まだ、この人数であれば、学校も新しいし、慌ててする必要がないんじゃないかという意見も、相当ございます。

だから、一つ、今、3校、一つ、一緒になったらという意見の大きなところは、教育長説明したとおりにね、やはり、同じ統合するのであれば、どうしても一緒にやったほうと、後からついて行くというイメージは、当然、持たれてます。

ただ、ついて行くんだけども、時期的に、児童数等検討して行くと、まだまだ、時期尚早じゃないかという意見も、今は、ございます。

そういう状況の中で、その一つの意見として、そういうことが考えられるという判断をしているところでございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） なかなか、その地域というか、校区によってね、考え方が、すごい、この資料だけを見ても、違うというのが、すごく分かるんですけど、やはり、ものすごく一生懸命、保護者の方も協議されて、いろいろ考えて、意見も出されていると思うんですけども、しかし本当に、そういった考えですね、そういった考えが、全部、例えば、江川と佐用にしますと、一緒になるわけですけども、計画ではなるわけですが、そういった時に、やっぱり、もっともっと慎重に協議しないと、やっぱり困るのは、今、これから、一緒になるという子どもを持つ親だと思うんですけど、その、例えば、その次に、3番目

に挙げているね、プールなんかの、その給食の方法なんですけれども、先ほど、言われてまして、新校方式だということと言われたんですけども、しかし、答弁、この回答をね、会議録の回答を見ると、例えば、プールですね、プールで言うと、今、佐用小学校は、1集落で8回程度ですか。と書いてあるんですね。それと、午前と午後に分かれて行っていると。

それと、室内プールは、温度が高いので注意が必要、そういったことも回答されているんですけども、ほかの利神とか江川は、ほとんど毎日ですね。こういった意味では、回数が減るといえることがあるわけです。それ一つ、聞きますけど。それで言うと、まあ、後で考えていくということですけど、結局、佐用に合うような回答になっているんですけども、それは、まあ、言えば、吸収のようなね、形になると思うんですけど、それでも、新校方式ということになりますか。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 具体的な話が出ましたけれども、それぞれね、今まで、町が合併する前に、佐用小学校のプールは、町民プールと兼ね合わせてすると、こういう方向で決定されて、今があるわけです。

しかし、他の学校については、それぞれ小学校は、独自のプールを建設して、そこを使うと、条件が全て違います。

ですから、今後ですね、新しい学校を造ると言いましても、今現在、既設の学校を使おうというのが、基本で、提案をさせていただきます。

しかし、それを全て同等にね、これから改修していくとか、そういうことについては、相当議論をしないと、改善できない部分もあろうかと思えます。

ですから、全て、今と一緒にするのか。いやいや、そうじゃなくって、もっともったいい、子ども達の施設的にもですね、環境を整えていかな駄目なのか。このことについては、もう少し、時間が、私は、必要じゃないかと、考えておるところです。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） 勿論、まあね、時間は、すごく必要だと思います。私も。

それで、もう本当に細かいことですけど、大きな中で、違いの中で言うと、やっぱり、そのプールとか、それから給食ですけどね、給食にしても、全員、江川とか利神は、ランチルームで、皆、一緒に食べます。佐用の場合は、一クラスしか、そのランチルームに入れないので、例えば、クラスで遅くなった子は、ランチルームへ後で、移動して食べていると。そういった実態もあるので、そのへんも、この資料の中の回答を見ると、面積がないので、そういうのは、建てられないようなことが書いてあるんですけども、せっかく、今、伸び伸びと、食べている。皆で食べているというところが、そういうふうに変わっていくということですね、そういうことを、例えば、同じ課題で、どの懇談会や、協議会、委員会の中で、話されるわけじゃないと思うので、まだまだ、分からないことがあると思うんですけど、結局、それらを見ても、それから、教育委員会の回答を見たり、それから、報告の中でもあったように、概ね、町の考える方向で進んでいるという報告だったんです

けども、やっぱり、これらを見ても、結局、町の考える方向ということは、町の方向性を押しつけているというような感じに取れるんですけど、そのへんは、どうでしょうか。もっとも、協議が、協議と言うか、意見を聞きますということは言われているんですけど、結局、また、同じようぶり返しになっているような、この資料を見てもね、それから、委員の方の話を聞いても、そう思うんですけど、そのへんは、どうでしょかね。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

教育課長（坂本博美君） まず、最初に、給食の取り方ですね、江川小学校には、当然、ランチルームがあります。で、佐用も、ランチルームも、きっちりね、まだ、検討してるわけじゃないですけども、方向性としたら、同じ条件でね、できるだけ、ランチルームと一緒に取れるということが、そういうことを思われている中で、懇談会の中で、意見出しました。これから、各教室で食べるようになるんですかと。それは、今後、協議会等で検討して行きますけれども、できるだけランチルームをできる、一堂に会して食べれるというような方向で検討していきたいということを思っています。

それから、今言われた、概ねという表現ですね。これはですね、例えば、通学方法についての時間とか、バス停の位置、こういうようなところは、だいたい路線を、2便までは走らせますよという方向性が出ると、そんな細かなことは、次の協議会で決めようとされるから、今のところは、そういう表現で、概ねということで、そこで、2便出してくれるんだったら、出してくれるという方向性が合えば、それで了解という形で、協議してますのでね、細部については、まさに、協議会ができて、その細かなバス停の位置とかね、時間とか、そういうことを決めて、初めて、きっちりとした計画になると思うんですけどね。今の段階では、方向性の確認を取りながら進めているということで、ご理解いただきたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 今ね、具体的に、ランチルームのようなお話がありましたけども、まあ、今、教育課長がですね、それは、できれば、ランチルームというの、つくっていてもいい。できるんでしたら、そういうこともね、それは、検討して行きますけれども、その前の話としてですね、今、江川小学校なんか、ランチルームで、皆と一緒に、食事ができるというのは、小規模校で、そういう中で、ランチルームの広さのところでできるということです。

これをですね、一緒になって、ある程度の規模になった時に、ランチルームで食べるか、どこで食べるかというようなこと、その変化ですね、そういうことに、受け入れられないような教育、子ども達は、そんなことでは困るんじゃないかと思えますね。

やっぱり、それは、そこの中で、皆が工夫したらいいことで、そのランチルームをつくらなければ、統合することが条件ではない、それが、統合することがおかしいんだというようなね、そういう議論は、私は、全く間違っているというふうに思います。

それと、私、話聞いていて、笹田議員がですね、住民の皆さんは、非常に関心は持っておられるけども、情報がないから分からないと。関心を持っておられるけど分からない。

住民合意ができてないという話なんです。

町としても、これだけ説明会をしたり、また、広報なんかにも、全部、お知らせをしたり、関心を持っておられるんですしたら、それだけ、やっぱり皆さんも、やっぱり住民としての努力、そういうことを聞いていただいたり、見ていただいたり、一緒に参加していただいたりということが、私は、必要だと思うんです。

で、何回も同じことを繰り返して、繰り返して、説明しているという、しかし、そういう説明をしているのに、逆にね、まだ、その方法が理解が得られていないんだ、いや、その情報を皆、知らないんだというね、というような状況ではですね、私は、これは、逆に、地域の皆さんも、それに対して、一所懸命、やっぱり皆さんも考えておられる方、あるんですよ。

だから、そういう方達と一緒に、皆、もっともっと参加をしてもらわなきゃいけないということを、やはり、議員としてもですね、これは、地域の中でも、一つ、取り組んでいただきたいなど、そういうふうに、私は、今話を聞いて感じております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） 関心がある人は、今までなっていた人とかね、委員になっていた人とか、それから、そういう関係、関係というか、自治会とかで役とか、地域づくりで役をやっている人は、あるんですけども、ただ、もちろん、参加をしたいけども、広報にも、それは、もちろん、書いてあるかもしれませんが、いつ、何時にあるというようなことをね、やっぱり、前にも出ておりましたけど、放送をしたり、そういった意味で、もうちょっと、知らせるという意味でね、して欲しいと思うんですけど。

江川の場合で言いますと、この間、2月のものでしたか、2月の分だったか、ちょっと定かではありませんが、その時は、来ても、一般の人でも来てもいいですよということにはなりました。ただし、議員は、駄目ですということだったんですが、しかし、それが、そしたら、いつ、放送とかで、また、あるという告知をね、教育委員会、また、町として、どのように、今までは、されたのか。されているかどうか。お知らせを。各。今、江川のことだけ言いましたけど、ほかの所である、その日にちですね、開催日なんかは、どのように、それではお知らせをされているのか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 冒頭の説明でも申し上げましたけども、懇談会は、正副会長、事前に協議をしているんですけども、地域の正副会長の考え方でみても、調整取られて決まっています。

だから、ある地域では、地域内の会報を作ったりして配られている所もあるし、それから、その連絡は、当然ね、集落内で、自治会長さん、言える人は、言っておられると思うんですけども、それは、うちが集めて、何月何日にしますから、こうして欲しいということは、こちらからやっているものではございません。自発的に、懇談会は、それぞれの地域の都合によって、その時期を決められて、そこに、われわれが、一応入って、説明しているという状況です。

だから、主体的に町が開いていくんじゃないしに、地域の方と一緒に、そこは進めていきたいと思います。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） そうとは思いますが、しかしですね、やっぱり、この適正化の計画自体は、やっぱり町から言っているわけで、最初はね。町民から、統廃合の問題をしてくれ、計画立ててくれと言ったわけじゃないので、やはり、教育委員会として、やっぱり来てもらったり、もっともっと知ってもらうためには、教育委員会として、もっと公開して、公開はされているんですけど、もっと、それに参加できるようなね、方法を、全部、任せるんじゃないで、そこに任せるじゃなくて、会に任せるじゃなくて、教育委員会としても、やっぱり、もっと努力してほしいと思うんですけど。どうですか。

[教育課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 努力うんか、その、懇談会で、今、言われた、傍聴のね、件については、元々、町が考える中で、できるだけ、言うたように、多くの意見を聞きたいというのが、今でも変わっていません。

ところが、懇談会では、自由な意見の発想で、討議してもらうという段階では、やっぱり、非公開にしたほうがいいかなと。これは、懇談会の中で、ルールで決められたことなんでね、うちが、そうしなさいと言っているわけじゃないんです。

だから、できるだけ、我々は、より多くと言いながらも、議論できる形というのは、一応、定まった人数で協議する体制というのがないと議論していけない。

その中で、地域の方が、やっぱり非公開にして、その中の委員で責任持って話す体制としては、それが、今の環境でいいということになるんでね、それは、こちらから強制して非公開にしなさいよというようなことは、言っているわけじゃないんです。

だから、それ、できるだけ、地元、校区内の意見が自由に出るように、そういう配慮は、僕らがしたいと思いますが、それから先はね、僕らが懇談会に丸投げしているわけじゃないしに、その意見を自由に聞くために、そういうルールでやられていると、そういったところは支援していきたいと思えます。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） ぜひ、そうしてください。

それと、もう一つ言いたいのは、その議員が、委員会出たからかもしれないけども、駄目だということなんです、結局、議員としてはですね、9月議会でもありましたように、例えば、平福の保育園ですけれども、住民合意が取れているという教育委員会の報告を、教育委員会でしたっけ、違いますね、当局からの合意が取れているという補正予算の中で、それを聞いて、取れているということで、賛成、9月議会にはしたわけですね。

そしたら、あとまた、10月の運動会ですか、その石井地域の運動会の中での、ある議員の発言で、結局、住民合意が取れてないということが分かったわけですね。

そういった意味でも、やはり議員が、当局の、その報告を受けたりするのが、なかなか、その住民の人、ある程度は聞けますけど、全部、その地域、全部決めるわけじゃありませんので、やはり、議員としてですね、その中身が分かって、で、補正とか、議会とか、そういうところで、いろんな意見が出せると思うんですけど、そのへんは、住民の方も、勿論、来てもらったらいいと思う。来て、大勢の人に聞いてもらうべきだと思いますが、やはり、議会に出ている者としても、やはり、大勢の、大勢というか、もう人数決まっていますけど、やはり、そこに出席というか、傍聴ですけど、それができるように、やはり考えていただくのも、教育委員会のほうで、こういう事情で、誤解をされたら困るから、ちゃんとしたことを聞いて欲しいんだという意味でね、やはり、その懇談会とか、協議会、委員の方に、役員の方に、そういったことも言われるのも、教育委員会の仕事とまでは言いませんけども、役目だと思っんですけど、そのへんは、どうですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 前段の話は、石井の保育園での話ですか。

〔笹田君「それはね」と呼ぶ〕

教育課長（坂本博美君） じゃなしに、今、言われている、議員さんだけが、僕もちょっと、記憶、僕はちょっと意識がないんですけども、議員さんは駄目だということを、どこかの懇談会で言われたわけですか。江川で。

それは、ないと思います。議員さんだから、駄目だというんじゃなしに、基本的に、江川の懇談会は、前言ったように、自由な意見を出すためには、この懇談会委員以外の人に聞いてもらったら困ると。それは、協議の度に、この人は、いいですよということを決められたら、それでいいと思いますけども、できるだけ、われわれも、そのオープンにするところは、したらいいということは言ってますよ。ただ、議員さんだから、駄目だということは、どこの懇談会も決めておられないと思います。

傍聴は、そういうことで、全部の方に出してませんけれども、特定してね、議員さんだけ駄目だということは、僕は、そういうこと決められておられないと思いますけどね。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） あまり言うと、誰これということになりますので、言いませんけど、まあ、また、調べてみてください。ぜひ、議会に出ている者として、私だけじゃなくて、ほかの人も行けたら、参加というか、傍聴できたらいいなと思いますので、ぜひ、そのへん、懇談会の役員の方とか、協議会の方と、ぜひ、お話をさせていただきたいと思います。

それと、次にですけども、教育と地域のことは別という答えられたんですが、でも、懇談会や協議会の、保育園なんかの、保育園ですね、協議会は。

いろんな、地域のことも出ていると思うんですけど、やっぱり地域と、先ほども、それ

とは別ということ、ちょっと言われたんですけど、同時に進めていかないと、やはり、例えば、自治会長さんなんかも出られているわけで、全然、地域のことは後でとか、調整会議とか、協議会に移ってからのことなんで、答えと言うか、意見、出すのは出すけど、それ以上が出せないやというふうな、声も聞いているんですけど、やはり、ある程度の地域のことも含めて、やはり、懇談会も、それから、委員会でも協議会でも、話を進め、協議をしながら進めていくべきだと思うんですけど、もう一度聞きますけど、そのへんは、どうでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） できるだけね、地域の方が、議論するのに、的を鮮明にして、焦点を絞った議論にしてくための、一つの手法として、懇談会の設置の当初からね、地域の、当然、切っても切れない関係、活性化のね、なるんですけども、それと、適正化と一緒にしていくと、議論がね、集中できない。当然、焦点が分かれるんやね。だから、一つの方向性を、規模適正化の懇談会は、小学校、子どもの教育環境のことについて、やっぱり議論していただく。

で、その中で、時期が来て、今回の江川のようにですね、ある程度、方向性が出て来る段階で、次は、その懇談会の中での委員さんはダブるかもしれませんが、協議会を中心にしたね、そういう地域活性化の部会的なものをつくっていただいて、そこは、うちの企画防災課のほうも一緒に行くと思うんですけども、そういう形で、分けて、分けたところで、それなりの議論をしていただいたらということで、そういうことで、今の懇談会も了解は得ているつもりで進めています。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） ぜひ、協議会になりますかどうか、そのあたり、やはり、ある程度は、そういった声も聞きながら、協議を進めていただきたいと思います。

それと、やはり特色ある学校ということでいいますと、やはり、それぞれの学校で、それぞれの、いろんな特色を出していると思うんですけども、結局、吸収ではないと言いながら、いろんな資料の中を見ていると、我慢をしなくてはいけないようなところが、たくさん回答に出ているんですけども、特に江川、江川ばかり言いますが、江川で言うと、米づくり、長谷もしてますけど、利神もね、一部、全員じゃないけどやってますね。そういったことをしてありますが、やはり、佐用に来てしまうと、全員が参加できないと。そういったこともあるんですが、そういった意味では、特色ある、なるべく残すようなことは言われたんですけども、そのへんについて、そういったもので、失われるものですね、どのように考えられますか。もし、なくなるとすれば、その学校で。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 当然、今までの議論の中でね、特に、交流授業のことを、特に思われていると思うんです。で、それは、当然、あるんです。

ただし、江川も佐用も一つになるとなれば、お互いに、今までしたことを、全部、そのままというわけにはいきません。

だから、できるだけ協議会に早く移って、協議会の中では、具体的な交流授業の内容を詰めたりしたいわけです。その期間がほしいから、せめて、半年以上なかったらね、実際の交流もできんということで、今度、協議会に移ると、そういう江川で、例えば、田植え。それから、佐用でもやられてますけども、そういうものが、どうやってできるかという工夫はしていきたいと考えてます。

だから、全くね、町長の答弁にもあったんですけども、今ある学校のことを、そのままやってしまうようなこと、それは、ちょっと、それで、新設校になっていくという中身では、それは、宿命的に無理ですよ。だから、お互いに、我慢して行くところはしていくんですけども、できるだけ、地域の特色を残した行事とかは、参加できるような方法を協議していきたいという方向で検討してます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） ぜひ、検討をして、十分に意見を出してもらって、協議はして、どちらになるにしてもね、やっぱり協議は、きちりしていただきたいと思います。

それと、先ほど言いました、隅々が切り捨てられるのではないかという、ちょっと、心配をしているんですけど、バスで言うと、今は、当然、子どもがいないから、ここになっているわけですけど、もう1カ所で言うと、私も、全体のことを、本当に奥まで分からないと言えば恥ずかしいんですけども、例えばですね、上月地域になると思うんですけど、上月ですが、樺坂ね、桜山集落が三つに分かれているんですけども、そこの中の一つの樺坂は、今、子どもはいませんが、一応、上月でありながら、昔は、昔と言うか、ずっと以前は、幕山小学校でしたけど、現在、江川の小学校、そして中学校は、佐用中学校になるわけなんですけど、その辺のことは、バスのことも、まだ書いてないので分からないんですけど、どのように考えられておられるか。

また、それと、地域の人には、どのように伝えられているのか、そのへんをお尋ねします。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 現在ですね、あの地域は、多分、タクシーが行っていると思うんですけども、今度、そういうことで、生徒が、今、おらなかったら、当然、別なんですけれども、そこに児童がおられるということになればね、そういう配慮は、スクールバスは、ちょっと無理かもしれませんが、地形的に。タクシー、スクールタクシーといったような形で、通学の支援をできると思います。

〔笹田君 挙手〕



議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） ちょっと、そのへん、勘違いされてませんか。

タクシーが来ているのは、その上月地域の分の、桜山の上桜、下桜の、その二つが、子どもがおれば、多分、今、タクシーだと思うんですけど、反対の、頂上から言うと、佐用町側、甲大木谷側なんですけど、そこの6、7軒あるんですけど、そこは、江川小学校なんです。ですから、佐用中学校で、自転車通学で、一番遠い所なんです。タクシーも、通学バスもないんですけど、その辺のことは、もう考えられてないわけですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 江川の路線になると、江川もずっと、端々の家の前まで行くわけじゃないですからね、通学、通園バスは出しますけども、当然、その時に、今、考えているのは、現状でもあるんですけども、例えば、最寄りのバス停まで1キロ以上、遠い所がある。それ、子どもが歩いて行くのは、そこも大変です。だから、その間は、保護者の方に、無理いって、ご迷惑かけておるんですけども、例えば、ガソリン代の補助をすとかね、そういう施策で、もう数名の方は、地域は、バラバラですけどね、最寄りのバス停までの送り迎えのガソリン代、足代ということで、それは補助しています。そういう形で、協力させていただいております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） 榑坂は、されてないと思うんですけど、バスじゃないですから、徒歩ですし、佐用中学校まで、今、子どもおりませんけどね、佐用まで、自転車通学なんです。

ですから、

〔教育課長「何を言いよん。中学校の話」と呼ぶ〕

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。はい。

町長（庵途典章君） 榑坂は、家は、上月から、その場所、大木谷側にあるということで、旧町の時に、佐用のほうが受け入れるということで、佐用の江川小学校。そして、中学校は、佐用中学校。

で、中学校は、当然、江川の所はですね、自転車なり、バスのある所は、バスで、昔のバスで通われてましたね。

ですから、今、もし、そこに子どもが、できたとしたらね、それは、今度、例えば、学校の場合には、当然、そのの所は何もしないじゃなくって、これまでのように、江川のほうは通して、江川までは、昔から歩いて、歩いていうんか、そこに皆、集まってきた所で、

スクールバスに乗るわけですから、そこにスクールバスに乗っていただいたらいい。

そして、中学校は、中学校として、これまでのような形で、それは、今、スクールバスが、江川のほうも、今、スクールバスは、江川のほうも出したね。そこまで走って、そこからは自転車。その停留所からはね。そういうふうに、なるんであって、何も、変わったことじゃないんじゃないですか。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） まあまあ、細かいこと言うと、あれなんですけど、結局、大木谷は、今、全部、江川も、バスには、全く乗ってないんです。大木谷とか、乙大谷とか、西河内は、全く乗ってません。

で、樺坂も、細かい話で言うと、うちの家からでも、一番端ですけども、そこから、まだ、1キロぐらいは、まだ、グッと山の上まで上がらなアカんので、それでも、自転車で、中学校の子は行ってました。

で、そういった意味で、今、子どもはいませんが、上月地域と言うか、桜山なんか、年齢は、分かりませんが、結局、空き家に何人か入られている家もあるんです。そういった意味で、今、高齢の方が来られてますけど、やっぱり、空き家とかを利用して、田舎暮らしとかで来られる人もあると思うのでね、そういった意味で、やっぱり、その地域の人も、もっと、この話が詳しく分からないと、例えば、何も知らずに、家を買って来た時に、上月町、町じゃないけど、上月なので幕山行くのか、上月行くのかと思っている人が、江川へ行け、佐用へ行きなさいと言われた時に、ちょっと自分で思う計画と違ったりすると思うので、そういった意味で、樺坂なんかの、そういった奥のほうの人にも、今の現状をね、分かるような、広報とかにあるとは言われますけど、今は、坂本課長も、あまりご存知なかったようなので、そういった意味で、やっぱりすみずみが、捨てられる。捨てられると言ったら、おかしいんですけど、配慮が足りないなと思うんですけど、やはり、そのへん、もっともっと気をつけていただきたいと思いますけど、ほかにも、まだ、あるかも分かりませんので、そのへんは、どうでしょうか。

[教育課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 僕も、現状の詳しい位置は、ちょっと、把握できてなくて、申し訳なかったんですけども、どういう態度で、方法でするにしても、そういう通学手段を取ります。取って考えていくようにします。それは。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） いずれにしても、まだまだね、いろんな問題はあると思うんですけども、さっきから、何回も言いますように、住民の合意というのは、どこまで合意やと言われるかもしれませんが、やっぱり地域のことや、それから、今の現状、そういった

ことも、よく踏まえて、そして、一番思うのは、やはり学校が、それぞれ違うので、出て来る協議会になっても、懇談会になっても、出て来る問題が違うと思うんですが、そういった意味で、どうも吸収に近いような所が、たくさんあるなというのが、この資料の中で、感じられるんですね。

そういった意味じゃなくって、本当に、統合するにしても、しないにしても、やはり、委員の方だけでなく、ほかの人の意見も、また、何らかの方法で取っていただいて、意見を集約するとか、そういった場を設けて。

それと、希望があれば、各集落で説明会もあると言われたんですけど、それで、聞きたいのは、もう一つ聞きたいのは、今までに、集落から要望ですね、説明会の要望があつたのあ、何カ所、何集落でしょうか。

[教育課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 上月、幕山のほうなんかは、私達なしで、自治会長さんが、それぞれで、懇談会を各集落でやられてました。自発的にね。

それから、今、われわれが行っているのは、三河地域7集落です。全部。一通り行きました。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

8番（笹田鈴香君） それは、対象は、そしたら、各世帯と言うか、誰でも対象になりますか。

[教育課長「そうです」と呼ぶ]

8番（笹田鈴香君） そういった、意味でですね、やはり、やりたいけど、できないというような集落もあると思うので、ぜひ、もっと多くに呼びかけて、やはり、本当に住民が納得して、どちらになるにしても、納得できるような進め方で、やっていただきたいと思いますが、何回も聞きますけど、そのへん、どうでしょうか。

[教育長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 住民合意、納得、本当に、何回もお聞きして、毎日、その思いで、教育委員会、また、当局のほうも努力しております。

何をもって、合意というのか。本当に、笹田議員もおっしゃいましたように、どう答えていいのか、分かりませんが、要は、今、教育委員会の立場としては、ずっと、この問題、課題を提案、ご提案させていただいた時から、子ども達の教育環境を、いかに改善していくかと、そういうことを、念頭に置きながら、地域の人一人でも多くの方に、子ども達が、こういう場でしたら、勉強できたらいいと思っていただけるようなね、気持

ちで、これからも努力してまいりたいと、このように考えております。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

8番（笹田鈴香君） ぜひ、努力をしていただきたいのと。

それから、教育環境で言うと、やはり、今までに、ずっと言われてきたことなんですけども、やはり、子どもは、地域の宝ですし、地域で、やっぱり見守られてやっていくのも、やはり教育の一つと言うより、大きな教育だと思うんですけど、そのへんを踏まえていただいて、禍根の残らない進め方を、ぜひ、していただきたいことと、それから、さっき、答弁でもありましたけども、やっぱり、住民の合意を得て、本当に、協議をしながら、慎重に、この問題は、取り組んでいただくべきだと思います。

で、以上で終わります。

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君の質問は、終わりました。

お諮りします。ここで、休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） 3時10分まで休憩をいたします。

午後02時49分 休憩

-----  
午後03時10分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を続けます。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

続いて、17番、平岡きぬゑ君の発言を許可いたします。

[17番 平岡きぬゑ君 登壇]

17番（平岡きぬゑ君） 17番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。私は、2項目について、質問を行います。

まず、1項目目は、子育て支援の本格的実施を求める。そして、2項目目は、南光歯科保健センターを充実し、全住民を対象とした歯科保健活動の充実を求めると題して質問を行います。

1項目目の子育て支援の本格的実施を求めるとして、質問をいたします。

子育て応援宣言を行い、子育て支援を本格実施する自治体が全国で広がっています。佐用町は、昨年7月から中学3年生までの医療費無料化を行い子育て世代に喜ばれております。

一つとして、子育て支援策として、これまで質問で取り上げてまいりました、学校給食費の無料化、保育料の無料化、教材への助成について、それぞれ必要経費と実施する考えがあるのかどうかを、見解を伺いたいと思います。

二つ目に、保育園の延長保育の実施。また、年度途中での受け入れなど保護者の要求に応える対応ができているのか、その実態を伺います。

三つ目に、生活保護基準の引き下げが国会で審議されていますが、基準が引き下げられた場合に、就学援助制度を受けられなくなる児童が、生徒が出るのではないかと。そこで、準要保護児童生徒の就学援助の認定基準、現在、佐用町では、生活保護基準の1.3倍を引き上げるべきではないかと思いますが、見解を伺います。

4点目、食の安全・安心について質問いたします。

厚生労働省は4月1日より、これまでのBSE対策を緩和し、国産牛への検査を20カ月齢超から30カ月齢超へと縮小すると発表しています。同時に30カ月齢以下であれば、これまで危険部位として除去していた頭部、脊髄、脊柱を除去しなくても好い、脳を含めて利用も可能としたところでは。

そこで、一つ、学校給食にアメリカ産牛肉、脳など特定危険部位を原料とする加工品や加工調理品を使用しないための対策は取られていますか。

2、食材の地場産使用状況はどうなっていますか。

3点目に、食物アレルギーで給食後に小学5年生が亡くなるという痛ましい事故が昨年12月、東京都で起こっています。アレルギーについて、佐用町での現状はどうなっていますか。また、そのアレルギー対策はどうされていますか。よろしくご回答願います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からの最初のご質問でございます子育て支援の本格的実施を求めるといふ点について、お答えをさせていただきたいと思っております。

教育委員会が答弁したほうが、いい項目もあるかと思っておりますけれども、私のほうから、一応、全ての項目にわたって、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の学校給食費の無料化、保育料の無料化、教材への助成について、必要経費と実施する考えがあるのかどうか見解を問うというご質問でございますが、まず、私は、子育て支援としてですね、何でも、無料化をすればいいということではないというふうに思っております。

まず、1番の学校給食の無料化ということについてですが、現在、給食費につきましては、学校給食法11条に従って、施設や設備費、職員の人件費等を町が負担をし、保護者の皆様には、食費のみを負担をしていただくということで、負担の軽減を図っているところでございます。子ども達が食べる食事、学校給食も含めてですけども、これは、子どもを持つ親としてのですね、意識の中で、やはり、こういう食材、今の学校給食の給食費というものにつきましては、負担をしていただく必要があるというふうに思っております。

次に、二つ目の保育料の無料化ということについてのご質問であります。平成24年度予算で申し上げますと、現時点での歳入の中で保育料として、保護者の方に、これは収入に応じて、いろいろと区分はありますけれども、総額で7,700万円を負担をしていただいております。また、国県負担金で1,485万円ほどを、国庫から負担をいただいております。そういう中で、歳出はですね、保育園費5億2,567万2,000円で、特定財源の、その保護者から負担していただく保育料と国県負担金等を除きますと4億3,381万7,000円が、これが一般財源というふうになっております。そのうち、算定では、約8,700万円が交付税で算入をされているということで、残りの3億4,681万余りが、これが、皆さんから、いわゆる税金などでですね、公費として賄われているということでもあります。

本町の保育料は、近隣の他市町と比較しても低額であり、私立幼稚園との共存を考える時、保護者の方々にご負担をお願いすることが公平であり、保育料の軽減を、これまで図

ってきておりますので、これ以上の無料化する考えはありません。

次に、3番目の教材への助成についてのご質問であります。義務教育については、授業料、入学金、教科書など基本的な部分は無償であり、各学校においては、特色ある教育を実施するための校外学習、校外行事、実習費などの教育内容の充実を図るために必要な費用及び教科学習にかかるドリル等の補助教材は、保護者負担としております。学校では、兄弟関係がある家庭もあり、一度に多額の集金にならないように、計画的に集金をしているというふう聞いておりますが、教育の中で、そういう教材、教育の直接係わる教材等につきまして、これは保護者の負担の軽減にもなるわけではありますが、公費で賄っていてもいいのではないかということで、検討を、教育委員会でしていただいております。

次に、2点目の保育園の延長保育の実施、年度途中での受け入れなど、保護者の要求に応える対応ができてきているのか、実態を問うということですが、現在、延長保育を実施している保育園は、12園のうち8園で、約400名中、140名前後のお子さんが、この延長保育を利用されております。また、年度途中での受け入れは31名であります。

延長保育につきましては、保護者の方から申し込みをいただき、午後6時まで保育を行っており、また、途中入園につきましても、ご家庭の事情等をお伺いし、随時受け入れをいたしております。

次に、3点目の生活保護基準の引き下げが国会で審議をされていますが、基準が引き下げられた場合に、就学援助制度を受けられなくなる児童生徒がいるのではないかと。準要保護児童生徒の就学援助の認定基準、佐用町では生活保護基準の1.3倍を、更に、引き上げるべきではないか見解を問うとのご質問ですが、ご承知のように、就学援助費の支給につきましては、生活保護の認定基準額を基に認定をいたしております。こうしたことから、国の基準が引き下げられた場合は、それに準じて見直しをいたしますが、その改正が、年度途中に施行された場合などは、不利益不遡及の原則がございますので、その趣旨と法令規定に従い取り扱いを考えたいと思っております。

また、佐用町におきましては、生活保護基準の1.3倍を基準としていますが、近隣の市町の動向や所得水準・物価指数や佐用町の一人当たりの所得水準と他町と比較しながら適切に対応いたしますが、現在のところ、これを引き上げる予定はございません。

次に、四つ目の食の安全・安心について見解を問うということで、まず、学校給食にアメリカ産牛肉、また、牛の脳など特定危険部位を原料とする加工品や加工調理品を使用しないための対策は取られているのかというご質問でございますが、より安全な食材を確保するため、給食センターで使用している牛肉は、全て国産のものを指定し使用しております。BSE検査証明書を添付してもらい、確認し納入していただいているところでございます。

また、加工品についても、業者からの成分分析表の提出により、使用食品の原産国を確認して、納入をしていただいております。

次に、2番目の食材の地場産の使用状況はどうなっているかのご質問でございますが、まず、週5回の米飯給食に使用している米につきましては、町内業者から、佐用町産のキヌヒカリを100パーセント納入していただいております。納入時には、DNA鑑定、カドミウム、精米品位分析、鮮度判定、残留農薬検査を行い、安全性と地元産食材の確保に努めているところでございます。

また、野菜につきましても、地元でとれた新鮮な食材をできる限り使用するために、給食センターのオープン以降、地元生産者に呼びかけながら、納入生産者の拡充に努めているところでありますが、平成24年9月からは、これまでの農産物納入グループに加え、地元の若手農業後継者3名による野菜の会が発足し、納入グループとして参入していただくことになり、地元産野菜の白菜、キャベツ、ねぎ等の主要食材の納入量が、数パーセント

しかなかった使用率が、白菜は 78 パーセント、キャベツで 28 パーセント、ねぎ 15 パーセントと、部分的ではございますが、徐々に増えている状況でございます。

また、町の特産品、例えば、ひまわり油、もち大豆の上月みそ、三日月みそ、また、こんにゃく等の使用につきましては、毎月、数回、必ず献立に取り入れているとともに、地元食材を 100 パーセント使用した給食献立の日を設定をし、保護者や子どもたちに給食献立表の一口メモを活用して、地域の食材・特産品を紹介しながら、地元への親しみや愛着心を育てていっております。

次に、3 番目のアレルギーについての佐用町の現状と対応をどうしているかというご質問ですが、現在、給食センターで対応しているアレルギーの対応人数は、21 名で、弁当持参者が 2 名となっております。

対応の手順といたしましては、まず、保護者から、食物アレルギー対応依頼書が学校に届けられ、学校から学校生活管理指導表が提出された児童・生徒について、保護者と学校、給食センターで面談を行っています。

次に、その対応について協議をし、事前に給食献立材料表でアレルギーの対象食品について、保護者に確認をしていただき、個別に除去食、代替食を専用のアレルギー調理室において調理をし、個別の容器に入れて該当する学校に配送している状況でございますので、ご承知いただきたいと思います。

以上、この問題に、質問に対しましての、この場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 2 回目、質問します。

この子育て支援策の充実を、この場で質問するのはですね、この間、学校の統廃合の問題などで、特に、保護者も含めて、関係者から、佐用町は、統合する前にやるべきことをやっているのかという、そういう観点から、佐用町での、その子育て支援が、どのような状況にあるのかという関心が高まってきました。

そこで、私達、共産党議員団としては、2 年前ですが、11 年 8 月 10 日付で、子育て支援充実の緊急の申し入れも文書で行っています。その中で、応援宣言、それから、子どもの医療費の中学卒業までの無料化や学校給食の、先ほど言いました無料化、保育料の軽減、それから、出産祝い金支給制度の拡充など、これらは、関係者の要望を基にして挙げたものです。

その中で、質問の中でも言いましたが、医療費の無料化は、中学卒業まで実施ができました。

そこで、また、近隣ですね、先ほど、ご回答の中では、そのほかの問題については、特に、保育料、それから学校給食については、いずれも、今現在、比較して、他市と比較しても、保育料についても安いから、これ以上は、考えていない。

それから、もう一つ言いました、学校給食についても、親として、保護者の負担、親としての意識の中で、負担してもらう必要があるというのが、町長の見解でありましたけれど、近隣町と比較してということで、近隣町では、特に、一番近いのが相生市ですけど、相生市は、子育て宣言をしまして、大きく取り上げられているのが、その一つに、学校給食の完全無料化ですね。

で、完全無料化をすることで、その費用が、どれぐらい必要かとか、そういうものが公になっているところなので、私も確認をさせていただきましたけれど、決して、その相生

市の場合で、子どもさんの数が、だいたい、2,800人というふうに数字が出てたと思いますが、その人達、市内、全ての小学校、公立小学校、中学校、また、支援特別学校に通う子どもさんに対して、給食費を無料にしますということで挙げられておりました。

単純に見て、一人当たり、給食費として、月額4,000円、小学校、中学校、ちょっと、金額違いますけど、4,000幾らだと思います。単純に、そこでも掛けると、だいたい、1億1,200万ぐらい。相生市の場合ですけど、そういう数字になってきます。

で、町長の答弁では、給食費については、先ほど言われたように、考えがないということで、数字的なものは示されませんでしたけれど、あえて、もう一度、お尋ねするんですけど、その給食費を無料化した場合、その佐用町で、全ての子ども達を対象にした時、小学校、中学校、また、特別支援学校に通う子ども達、そしたら、費用としては、いかほどになりますか。試算でよろしいので。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） 私も、今、お答えさせていただいたとおりですね、まず、費用、お金の問題以前の話をしていただいております。

確かに、子育て家庭、非常に若い人達も、経済的にも大変だということは分かります。ですから、できるだけ支援は、当然、行政としてもしていく時代だというふうに認識はいたしております。

ただ、医療費のですね、私は、無料化というのは、これは、私は必要だと思うのは、子ども達が、いつケガをするか分からない。また、病気になるか分からない。これは、子どもだけじゃなくって、誰もが、そういう危険性というのはあります。これは、突然、そういうことが出てきて、初めから、そういうものが予定されているものでも、何でもなし。これは、いわゆる、そういう負担が、急に親にかかってくると。だから、十分な、やっぱり医療を受けれるようにですね、そういう時があった場合でも安心して育てられるように医療費というのは、無料化をしようということで、考えたわけです。

ただ、給食費というのは、これは、誰も、毎日食べる食事です。基本的な、親として、子どもに食事を与えるというのは、これは、親の一番基本的な責任であり、親の務めだと思います。

ですから、財源的にね、これは、町の財源が苦しいから、その給食費を無料化しないんだとか、余裕があるからするからという問題では、私は、ないというふうに思っております。

それ、試算すればという問いですから、それはもう、給食費掛けて計算していただければ、私が、お答えするまでもなくですね、佐用町の何人だったか、

[教育課長「だいたい、8,000数百万です」と呼ぶ]

町長（庵逄典章君） 人数から見ればね、月いただいている給食材料費ですね。給食費というか、給食材料費です。材料費は、4,000円ぐらいですから、その1年間分ということですから、1億弱ということになります。

[平岡君 挙手]



議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 数字は分かりました。

それと、保育料の軽減についても、そうですね、試算すると、無料化することによって、金額は、先ほど、最初の答弁で出ましたね、それは、約、予算で、8,700 万、保育料としては、7,700 万円という、平成 24 年度予算で見ると、親が、保護者が負担する金額は、そういうことだという数字は、答えていただきましたけれど、これも、近隣で、相生も、先ほど紹介した自治体、近くの自治体ですけれど、これも無料化ということになっていません。

子育て応援するというのは、気持ちだけではなくて、経済的にもしてくということで、取り組まれている政策ですから、目に見えて住民にとって、分かりやすいものですから、ぜひ、今はないと言われましたので、検討していただけますか。ちょっと、確認します。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君） 先ほど、お答えしたとおりで、子育て支援ということについて、何でも無料化することが支援ではないという考えが、私の考えであります。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） もう 1 点、学校の教材費については、先ほどの 1 回目の回答では、教育委員会のほうで、これは、昨年、平成 24 年 9 月議会で、金谷議員が、少子化対策と子育て支援から教育費に助成するべきではないかということに対して、町長が、先ほど、答えられたように、教材費については、教育の一体的なものであるもので、公費として考えるべき内容だということで、答えられています。で、検討をしてもらっているということだったので、その検討の、今の状況は、どうなっていますか。伺います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） それでは、お答えします。

先般の予算委員会でもご質問があったと記憶しておるんですが、その時にも申しましたけれども、非常に教材を、例えば、町費で、どこまでするかとか。どこまでを親の負担にするとか、この分け目がですね、非常に難しいございます。

学年によっても、単価にすれば、全部違いますし、そのへんを今後、検討していきたいと思っております。もう少し、時間ください。

それと、もう 1 点ですね、無料化の話、給食にしても、教材にしても出ておりますけれども、私は、子ども達にですね、小さい時からね、金銭教育、金銭の価値とか、お金の大切さとか、どこでどう、これからね、無料化した時に、教えるのかと。そういうことが、これは、学校も問題ですけれども、家庭としても、非常に問題であろうと。私は、そのよ

うに考えております。

ですから、安易に無料化にすることについては、私は、どう言いますかね、その方向に流れて行ってはいけないのではないかと、そういう考えを持っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 今の回答を聞くと、町長は、検討してもらっている。教育長は、安易にすべきではない。見解が分かれているというふうに理解してよろしいんですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） いや、基本的には、町長と同じ考え方だと、私は、理解しております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 保育園の保育内容の実施のことで、年度途中の受入も人数が示されたところなんです、たまたまなのかもしれませんが、私が聞いた、保育を必要とする町民の方からは、直接、町に申請するまでの間に、具体的な例ですけれど、保育に行きたいという子どもさんを持つ親の方が、下の子どもさんができたと。お腹に、妊娠されたということですが、そういう事態になった時に、妊娠している時は、無理やと。そういうことを、元保育士さんから聞いたので、最初から、申請を諦めたみたいなのを言われたケースと。

それから、実際に、保育所に入所していたけれど、下の子どもさんができたことによって、その仕事を辞めるために、保育に欠ける条件がなくなったので、その今、行っている子どもさんは、保育所としては受け入れられない対象者になるということで、退園という、そういう言葉をかけられたという例があるんですが、そこで、伺いたいのは、その保育の入所基準のことで、今、佐用町の保育園の条例に、その保育の実施基準というのがあるんですけれど、私も、これ読む限りでは、その方の場合は、保育の実施が必要な方になるのではないかと思ったんですけれど、保育の実施基準の第3条の3項目、妊娠中であるか、または、出産後、間がないこと。これが、保育の実施基準の一つに挙げられています。ほかにも、あるんですけれど、この点では、先ほどのような、具体的な例の場合、保育所に入れないという、そういうふうに言われたと言われるんですけれど、そこは具体的な対応と、運営上は、条例でいくとは入れるんじゃないかと、私は、思うんですけど、いかがでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 失礼します。

途中入園、退園の話の前に、先ほどの保育料の件で、ちょっと、私のほうも、報告したことがありますんですが、ちょっと、手を挙げる間がなかったんで、1点だけ、議員のほうに、お知らせをしておきたいと思います。

先ほどから、相生市、相生市の保育料の無料化という話が出ておりましたが、これは、保育料ではなく、保育料と言えども、平成 23 年に、これは新聞紙上に、たくさん出たんですが、市立の幼稚園。あくまで保育園ではなくて、幼稚園の無料化を、23 年度に子育て支援として、相生市は、全面的にやったと。

なお、町立にあります、私どもの保育園と同じ市立の保育園につきましては、その時には、無料化ではなくて、軽減策を行ったと。で、一律に、8,000 円の軽減策を行っております。で、この 8,000 円の軽減策を行って、若干、私どもの佐用町と、額として安いところも区分としてありますが、高い区分もあると。平均的には、だいたい同じぐらいな、保育料の額ではないかなというふうに思います。

そして、近隣の市町等を調べてみますと、ほとんど、国の基準どおりの保育料を徴収されている市町もございます。

それから、また、軽減策を取って、それぞれやっている市町もございますので、西播磨管内調べるところによりますと、私どもの町における保育料というのは、非常に軽減された保育料ではないかなというふうに思っています。

1点、申し訳ありませんけど、それ、報告ということで、もう報告でよろしいですね。それはね。

〔平岡君「ごめんね。聞きたいことに、答えていただけますか」と呼ぶ〕

健康福祉課長（森下 守君） それと、今、ありました、途中入園なんですけど、確かに、条例のほうに、3条の3項に、妊娠中であるか、または、出産後間がないことということで、具体的な例が出てないわけなんですけど、その具体的な内容につきましては、毎年、保育園、入園の手引きというのを、それぞれ、保育園に配置し、入園時期になりますと、当然、入園希望者等の数も保育園に配置し、それぞれご相談に来られた保護者の方に、その手引きを見ていただいて、当然、その家庭の状況、それから就労関係の証明等ありますね、それから、それぞれ添付する資料等も含めながら、最終的に、こういう条件クリアする中で、申請をしていただいて、最終的に許可をするというような形になるかと思っています。

ですから、出産の場合ですと、ちょっと今、手引きを見ておりますので、手引きに出ていることを申し上げますと、出産予定日の前、3カ月から、産後の3カ月までの入園となりますと。出産、産前産後3カ月というような形で、例を挙げさせてもらってます。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） まあ、保育所の入所に当たってはですね、今、適正化の話の中で、保育園の子ども達が少ないと。だから、一緒にしていくんやという、そういう説明を地域で、先日も三河ですけどありました。

で、その中で、具体的に出たのは、保育園にね、もっと入りやすくしてもらわないで、

その地域に保育してもらいたいという人がいるにもかかわらず、保育所に入れないと。それで、保育所の子どもが少ないと、こういうふうなことは、ちょっと理解し難いというのが、条例とか、そういうのも含めて、噛んでよく説明しなければいけない部分があるかもしれないと思いますが、当たっていると思うんですね。

子育てで、そういう保育に欠けるという、そういうものについては、この一文の中にね、7番、町長が認める前各号に類する状態にあることというてありますから、保育の、その入所基準なりを、もっと、地域の方の声が生きるような方向で検討していただきたいと思います。回答は、よろしいです。

次に、時間がないのでいきたいと思います。

では、2項目目、質問します。

南光歯科保健センターを充実し、全住民を対象とした歯科保健活動の充実を求めるとして、2項目目、質問を行います。

南光歯科保健センターは、国が推奨している8020運動の元になる取り組みを進めてきています。2月の厚生委員会で配布された南光歯科保健センターの今後の課題について、これは、平成20年3月に、歯科保健センター運営委員会提出されたものですが、これを基に、佐用町民の歯科保健充実を求め、町長の見解を伺います。

その一つとして、特定健診後、かかりつけ歯科医にかかることを啓蒙するハガキの送付など復活し、予防をすることについて。

二つ目に、保育園への歯科衛生士の訪問などが旧町時代に比べ、後退している問題の改善。

三つ目に、高齢者の訪問治療や施設入所者への予防治療の実態と対応。

4点目に、旧南光町における予防歯科活動の成果を全町民を対象として実現させる歯科保健の充実。この件について、ご回答お願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員の二つ目のご質問であります、南光歯科保健センターを充実し、全住民を対象とした歯科保健活動の充実を求めるというご質問に対しまして、答弁させていただきます。

まず、最初の特定健診後、かかりつけ歯科医にかかることを啓蒙するハガキの送付などを復活し、予防をすることについてのご質問であります、特定健診時の歯科健診は、従来から佐用郡歯科医師会に診察を依頼しており、歯科健診時には、健診結果を直接受診者に説明するなど、きめ細かな健診と指導を行っております。また、健診結果についても、結果を記入した健診結果のお知らせを、当日直接お渡しをし、かかりつけ歯科医への受診などの説明もいたしております。

旧南光町では、歯科健診結果で個別指導の必要な方を対象に、南光歯科保健センター受診勧奨ハガキを送付していたということですが、現在、佐用町内には八つの歯科医の療機関が開業をされており、それぞれの医療機関において健診結果に応じた適切な指導・治療が行われております。従いまして、現時点でのハガキによる勧奨をする予定はございません。

次に、保育園への歯科衛生士の訪問などが旧町時代に比べて後退していると。その問題の改善ということについての質問にお答えをさせていただきます。

現在、町内12保育園において、ブラッシング指導と歯科衛生教育を実施をいたしてお

ります。

各保育園において、年4回の訪問指導を行い、歯科保健センターとしては、年間48回の訪問指導を行っております。

旧南光町時代との単純な比較をいたしますと、各保育園で年12回が4回と回数は減少いたしておりますが、実際は、園児の減少により、以前は年齢ごとに実施していた指導が、現在は、全園児を対象に実施しており、一人当たりの指導回数は、全く、それほど後退はいたしておりません。

指導は1時間行い、歯についての講話を30分と染め出し・ブラッシングを実施いたしており、その内容については、毎回お便りとして保護者にもお渡しをし、以前に比べ内容においても充実した訪問指導を実施いたしております。

また、保護者や保育園から指導内容などについての苦情は、こちらでは聞いておりませんし、25年度においても、これまで同様の年間48回を実施する予定といたしております。

次に、高齢者の訪問治療や施設入所者への予防治療の実態と対応についてのご質問であります。在宅訪問診療におきましては、在宅で要介護認定を受けられている要介護者を対象に実施をいたしており、直接、歯科保健センターに依頼がある場合と、介護サービスを実施しているケアマネから依頼がある場合がございます。また、特養などの施設訪問診療についても、施設のケアマネからの依頼を受けて実施をいたしており、どちらも歯科衛生士が事前に状態を把握し、訪問診療を実施しており、23年度は、訪問診療93件、訪問指導198件となっております。

特養などにおいては、南光歯科保健センターと委託契約を交わして、継続的に歯科衛生士が歯科保健指導に出向いている施設もあり、23年度は、施設訪問歯科衛生指導を14日実施をしております。

また、町内の各施設においては、町内それぞれの歯科医療機関がかりつけ歯科医となり、継続的に訪問指導を実施しております。

歯科保健センターは、町立の歯科医療機関として、一般の歯科医院に受診が難しい幼児、高齢者、障害者、在宅要介護者の方を優先的に治療と予防の充実を図っているところであります。

次に4番目に、旧南光町における歯科予防活動の成果を全町民を対象にして、実現させる歯科保健の充実についてということのご質問であります。前段において申し上げましたが、町立の歯科保健センターとして、一般の歯科医院では受診が難しい幼児、高齢者、障害者、在宅要介護者といった方を優先的に治療と予防の充実に取り組んでおりますので、当センター以外の町内七つの歯科医療機関においても、かかりつけ歯科医として予防と治療に取り組んでいただいております。

ちょっと、訂正します。歯科センターとしては、優先的に治療と予防の充実に取り組んでおりますが、当センター以外の七つの歯科医療機関においても、そのような、同じような予防と治療にも、日々、取り組んでいただいております。

生涯を通じた歯科保健対策として、妊婦教室から歯科衛生指導を実施し、乳幼児期においても、6カ月毎の健康相談事業に歯科衛生指導、健診時には歯科健診と歯科衛生指導も実施いたしております。

また、小・中学校においても、歯科衛生士によるブラッシング指導や歯科衛生講話を実施をいたしております。成人期においては、特定健診において、受診時に、虫歯の早期発見と早期治療を促す8020運動の推進など、ライフステージに応じた歯及び口腔の健康づくりの推進も図っております。

歯科健康教育や個々への歯科保健指導をより充実することで、地域住民への歯の健康に対する意識の向上を図るとともに、予防と早期発見、早期治療のために、努力をしていき

たいというふうに考えております。

以上で、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 最後のほうで、町長の答弁で、歯科保健の意識の向上のために、努力したいということまで、ぜひ、努力して欲しいということで、具体的に、一つは、住民への情報提供なんですけれど、旧町では、どういう内容のものなのか。その歯の大切さとか、そういうことについて、徹底して、その住民に対して説明が、集落ごとに行われたりした、その経過があるんですね。そういうことについて、今、合併して8年経つんですけど、歯科保健センターの、その役割というか、そのことについて、全住民に知っていたかどうかという周知のあり方、情報提供が、どうなのか。ちょっと、されてないんですけど、されるつもりはありますか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この歯科センターの件はですね、これまで、何度も、いろいろと話があり、議論してきたところです。

ですから、旧町の時代と言われても、もう8年、それ以前に、ずっと歯科保健センターがつくられた時代、その当時のですね、この歯科衛生なり、この歯科医療の環境というのは、もう変わってきているんですね。ですから、それはやっぱり、その状況に、やっぱり応じて、必要なものを、また、必要な形で行っていくということが、私は、必要だというふうに思います。

ですから、健診時においてもですね、この歯科医師の方に、医師会の方の先生に診ていただいて、直接、そこで指導をしていただいて、また、かかりつけ医として、その治療もしていただくとかですね、そういうことをやっているわけで、それを歯科センターとして、また、重ねてね、二重にも三重にもする必要は、私はないと、そういうふうに思います。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17 番（平岡きぬゑ君） 全住民を対象にして、その歯科センター、町立ですからね、町として、公的な所でやれるところはしなければいけないと、常々、ご回答されておられますから、その全ての町民、住民を対象にするということでは、一つは、そういう啓蒙活動、教育が必要ですし、それから、定期健診を受けられた人に対する、そういうことは、やられて、後追いのことはやられている経過がありますけれども、まあ、健康で、どこへでも歯医者さんに行ける人、そういう年代の方に、ちょっと何うと、歯が悪くなって、痛くなってしょうがないから歯医者に行くとか、仕事で忙しいから、痛くなくても我慢すると。我慢するんやと。そういう、町民ですよ。実態なんですね。

だから、そういう点ではね、予防という点では、なかなか、周知されてませんね。実態

があります。

そこらへんを、もっとやっていかななくてはいけないと思うんですね。

体験した者として言えることはですね、かつて、虫歯が、たくさん子どもの中に持っていたけれども、それを解決しようということで、取り組んだ結果、健診において、3歳児健診で、その子の報告書にあるものを紹介しているんですが、事業の効果として、約10年間で半数の虫歯があった子ども達が、半数になった。次の5年間では3分の1になったと。

それから、小学校では、給食後に、教師の方が、素磨きと言って、歯磨き粉をつけなくて、歯ブラシだけできれいにしていく、そういうことで、学校として、そういう取り組みがされたということとか、それから、成人の時には、特に、そうなんですけど、歯がなくなっていく最大の原因が歯周病なんですけど、歯周疾患の、そういうことを、定期健診、年に1回とか、半年に1回受けることによって、そういうことが予防できると。それで、結果的に80歳になっても、20本の歯を、自分の歯を持つことによって、元気に自分の歯で噛めて、そして、そういう結果、入院期間であるとか、入院医療費が5分の1になるなど、全身の健康状態、そういう生活全体に影響があったと。

それから、高齢者が、後期高齢者の数は増加したけれども、高齢者の中にある重度介護、寝たきりの人ですね、割合が逆に減少したとか、そういうことが、旧町時代のモデル的というか、そういう格好でやられた結果が、年数おいて示されているんですね。

せっかくの、そういうものを、私は、合併を機に、全町的に、確かに、民間の歯医者さんあります。その民間の歯医者さんと協力、共同して、そういうことが、全町に、全町民を網羅する形で、これを歯科センターを核にしてやっていけないものかと、そういうこと期待していたんですけど、そうではない方向が、チラチラ伺えるので、そのセンターの役割りというのを、改めて確認して、そして、いつていただきたいと思うんですね。

で、合併後、センターの利用者は、旧町の南光の方も多いんですけど、定期的に健診というか、歯石を取ってもらうとか、そういうことが、習慣化、生活の中の一部としてなっているので、そういう方が多いんですけど、町外の方では、障害を持っておられる方などが、特に利用者が増えているというような、そういう業務の報告書というのは、これ、古いので、平成20年、合併後の資料ではあるんですけど、そういう実態が示されています。

ですから、ここの施設の運営に当たって、改善すべきことなども、これには、いくつか出ておりますけれども、住民の方の、ちゃんと声に応じて運営していくという上で、もう一度、この歯科センターのあり方について、ここに示されているような課題であるとか、そういうことを、きちんとして、町民の方の障害のある方や、高齢者の方や、それからまた、健康な方も含めて、大事な施設として、私は、発展していく必要があると思うんですけど、聞かせていただけますか。

具体的な声も、たくさん紹介したいと思ったんですけど、お聞かせください。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 次々と、いろいろ、たくさんのお話を聞かせていただきましたけれども、歯はですね、確かに、私達、本当に実感として、何でも食べれてですね、毎日、食事をきちっとできる。これは、全て健康の基です。ですから、それを歯の健康というのは、全身の健康に大きく関係しているというのは、これは、歯科センターが、どうのこうの以

前の話で、誰もが、そのことは、認識をしていると思いますし、そういう中で、昔はですね、子ども達の虫歯、本当に学校でも問題になるぐらいですね、たくさん子ども達が、もう早、小学校の間にですね、虫歯にかかるという時代が、これは全国にあって、確か、歯科センターとしてもですね、そういうことに対して、努力をされたということは、私も、評価はしたいと思っております。

しかし、それは全国的にもですね、そういう歯の教育、衛生教育ということがされてきて、今、虫歯にかかる子どもがですね、10年間で、例えば、半分になり、その後、また、3分の1になりという数字ですね、このへんも、私は、学校教育委員会からなんかの統計で聞いてもですね、これは、佐用町、例えば、旧南光町だけではなくて、全国的に、やっぱり同じような傾向の中でね、子どもの、今、虫歯というのは、非常に少なくなってきている。

これは、やはり、そういう、これまでの教育、また、歯に対する衛生観念、ブラッシングとか、そういうものを、きちっと、親が子どもに教えていくとかですね、子どもが、ちゃんと言うということ、そういう歯の虫歯というものが、少なくなってきたというふうに思っております。

ですから、なお、成人なって、これも、歯も高齢化して、老化現象の中で、当然、いろいろと病気も出てきますし、歯も傷んできます。これを早くね、治療するということは、非常に大事ですし、そのために、こういう健診の中でもね、歯科医の先生に、指導をいただいて、できるだけ早く治療をするように、そして、歯科センターでも行っておりますけども、一般の歯科医の開業の先生方も、ただ治療をするだけじゃなくって、歯科の歯の衛生ということで、歯石をとったりすることも、歯科医の先生方の、これはもう、医療、診療の一環として、私なんかが行っても、必ずですね、1年ぐらい経って行けば、そこから始めておられます。

これは、私だけじゃない、誰も、患者さんには、そういうふうにされております。

ですから、そういう意味でね、佐用町全体として、そういう歯科衛生、歯科医療についても、かなり以前と比べればね、向上してきたんだという点。その中で、じゃあ、歯科センターを、今後、どういうふうに運営をしていくのか。そういうことではないかなと思います。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

17番（平岡きぬゑ君） 歯科センターが対象としている、その高齢者への、要介護者への対応、これらも、この資料の中では、なかなか実態把握もできていないというふうに、記されているんですけど、介護保険制度が導入されたことによって、いろいろと個々のものになっておりますから、行政が、全部把握しにくいというような実態になっているかと思うんですけど、ここらへんは、その介護者への対応など、歯科センターとして、実態把握する上で、町として、何か考えておられることとか、具体的にありますか。その点、伺います。

[健康福祉課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。



健康福祉課長（森下 守君） 先ほどから出ております、平成 20 年の時の資料で、平岡議員がおっしゃっておられるかと思えます。

当時の、その運営協議会のほうに出された資料というのは、運協の中で検討委員会という形で、先生方のお集まりの会、特定の数で、これ、やられた会というふうに聞いております。

その会を、2回開催されて、その後、この資料では、運協となっておりますが、実質は、推進協議会という、歯科の推進協議会というのがあるんですけど、そちらのほうに、資料として提出された、そして内容を一部報告されたのみで、実は、その後、それについての審議等は、なされておられません。

今後の、そういった歯科センターの運営、進み方につきましては、この全員協議会、議会の中でも一部、報告させてもらったことがあるかも知れませんが、8月の23日に、昨年の、運営協議会、歯科の運営協議会を行い、当然、管理者の新庄先生をはじめ、郡の医師会の先生方を委員として迎え、今後のあり方についても、そこで議論させていただきました。

で、今、議員がおっしゃられるような、今後の歯科センターのあり方、そして、そういった高齢者の方、要するに、在宅訪問の訪問治療、または、指導ですね、そういった形を具体的に25年度に向けて、方向を出そうじゃないかということで、委員の中では、確認をしております。

ただ、まだ、具体的には、その方向つけのほうは、決まっておられません。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。後6分です。

17番（平岡きぬゑ君） 歯科センターの中での、その歯科衛生士の役割りというのも重要だと思うんですけど、特に、議会の場合は、数字的なことが言われて、その保険診療の中で、特別会計の中で運営するので、費用が、収入と比較して支出が多くなれば、当然、赤字になるから、町の持ち出しが増えてくると、そういうことが、大きな問題かのように言われるんですけど、その衛生士としては、健康福祉課の中の所管の、行政の職員になっておりますね。そういう点では、財政のあり方も、この検討委員会の中の課題の一つになっておりますが、そこからへんは、その衛生士の位置づけとしては、職員と同じ扱いで、特別会計の中で、会計上あるにしても、町としての対応は、考えていく。改善していくということについては、お考えがありましたら、お聞かせください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、南光歯科保健センターは、特別会計として、会計処理をしておりますから、その中で、その人の人件費、これは、診療医の先生、そして衛生士、それが人件費として出てきますから、かなり、例えば、赤字だとか、どうのという問題も、当然、議論にはなります。

ただ、私はですね、診療をして、これは診療をするということは、今、保険制度の中で、診療費を徴収して、それを人件費なり、また、医薬材料費なりに充てていくということで、基本的に、どこの病院でもですね、独立採算が取れるように努力をしているわけです。そ

の部分については、そういう数字上で、判断をしなきゃいけない部分があります。

ただ、歯科衛生士の部分についてはですね、これはやっぱり、町にも、健康課にはですね、保健師、そして、また栄養士とか、こういう健康指導を行ったり、健康相談を行ったりしている。これは、いくらお金をですね、料金を徴収したり、そこで採算がいくらだとかというようなことは、これは、考えておりません。

ですから、そういう意味でね、あそこの歯科センターが、別に医療機関として見れば、問題があるわけですけども、そういう歯科の、今の衛生士が、歯科の衛生指導を行い、そういう健康、歯科衛生の面ですね、学校、園児や子ども達を指導したり、また、高齢者なんかの、歯の健康状態を見たり、こういう点には、健康指導としてのね、役割りというものもあるという、そのへんは、分けて考えなきゃいけない。

だから別に、ある意味では、歯科衛生、あそこのセンターにいて、やる必要もないのか分かりません。

今の幕山にあります健康課の中でね、保健師なり栄養士と一緒に活動をしていくということも、これも一つの方法だというふうに思います。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、後2分です。

17 番（平岡きぬゑ君） 歯科保健センターについては、地域の方も合併したことによって、旧南光では、当たり前になっていたんだけど、全町的になる中で、そのセンター、そのものが、今後どうするのかと。どうなるのかと不安の声が挙がったりして、一時は、その充実を求める、そういう要請などもありましたけれども、今、現在に至っております。

で、ぜひ、今、取り組んでいる内容、それから、まだまだ、手が届けられていない分野もたくさんありますから、そこらへんも、全町民を網羅して、歯の分野から健康づくりにしていくというのは、私は、一番基本だと思いますので、行政として、公的な立場から頑張ってもらいたいと思うんですけど、私は、そう思っておりますけれど、町長の見解があったらいいですけど、なければ、回答は、よろしいです。終わります。

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君の発言は終わりました。

お諮りします。後、2名の議員の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

これにて本日の日程を終了いたします。次の本会議は、明15日、午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。どうも、ご苦勞様でありました。

午後04時10分 散会

---